

「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて(健康・福祉・医療分野) 事業評価一覧(令和6年度に実施した事業)

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
1	特定健康診査等事業	II-4	健康づくりの推進	SDGs	被保険者の生活習慣病等の早期発見・発症予防	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	特定健康診査・特定保健指導の実施	計画どおり	215,356	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活習慣病等の早期発見・発症予防の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査の受診率向上に向け、過去5か年分の特定健診受診記録、問診結果、医療機関受診履歴等を基にAIによる分析を行い、効率的にハガキやSMSでの通知を行う。未受診者勧奨事業を実施した結果、集団健診における連続受診者と未経験者の受診率が向上し、連続受診者の定着化や未経験者の掘り起こしを行うことができた。しかし、年代別受診率を見ると働く世代の受診率は未だ低い状況にあることから、引き続き、受診率向上に向け、定期的な健康管理や生活習慣病予防のための健診受診の重要性等を周知啓発するとともに、対象者ニーズに応じた受診しやすい環境の整備や効果的な受診勧奨に取り組み、生活習慣病の早期発見・発症予防の取組を促す必要がある。 ・特定保健指導の実施率向上に向け、集団健診会場での周知啓発や、ハガキと電話を組み合わせた効果的な個別利用勧奨等に取り組みことにより、年々実施率は増加していることから、更なる実施率の向上が図られるよう、特定保健指導該当者への効果的な勧奨や周知啓発、利用しやすい環境整備に取り組み必要がある。 <p>【②今後の取組方針:効果的な受診勧奨の確実な実施と健診・保健指導の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の生活習慣病等の早期発見・発症予防に向け、不定期受診者や未経験者の連続受診者への移行や、働く世代の受診率向上を図るため、引き続き、AIやSMSなどICTを活用した効果的な受診勧奨に取り組みとともに、半日で特定健康診査とすべてのがん検診が受診できる総合健診や土日健診等の受診者のニーズを踏まえた受診環境の整備に取り組んでいく。また、新規国保加入手続き時における受診勧奨やかかりつけ医によるチラシの配付を通じた個別受診勧奨を実施し、特定健康診査の重要性等について普及啓発に取り組んでいく。 ・更なる特定保健指導実施率向上に向け、引き続き、特定保健指導のメリットや具体的な実施内容等を記載した勧奨ハガキの送付に併せ、時機を捉えた電話勧奨の実施や特定保健指導の周知啓発を行うほか、健診結果相談会の土日開催を実施する。また、令和6年度に試験的に実施したアプリ等を活用した特定保健指導の効果分析を踏まえた本格実施等の検討や集団健診会場において、腹囲・BMI・血圧の状況から、特定保健指導の対象となる可能性の高い者に対し、初回面接を健診当日と後日の電話面接等の2回に分けて行うことを検討するなど、利用しやすい環境整備に取り組んでいく。 	拡大
2	人間ドック・脳ドック健診補助事業(国民健康保険)	II-4	健康づくりの推進	SDGs	被保険者の疾病の早期発見・早期治療	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	人間ドック・脳ドックいずれかの健診費用の一部補助(補助単価:10千円/人)	計画どおり	25,000	S59(人間)H9(脳)		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):疾病の早期発見・早期治療の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者数の減少に伴い受診者数もやや減少したが、合算受診率はやや向上した。人間ドック・脳ドックの健診費用の一部を補助するとともに、国保だより等による広報や国保新規加入者への受診勧奨チラシの配付など、事業の周知啓発に取り組むことにより、疾病の早期発見・早期治療が図られた。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の疾病の早期発見・早期治療の促進を図るため、引き続き、特定健診と人間ドックの周知をあわせて行うなどの工夫するとともに、健診費用の一部補助を実施する。 	改善
3	ヘルスプランうつのみや事業(糖尿病性腎症の重症化予防事業)	II-4	健康づくりの推進	SDGs	糖尿病性腎症重症化リスクがある医療機関未受診者及び中断者への受診勧奨と、既受診者で糖尿病性腎症重症化リスクが高い者への保健指導による重症化予防	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	受診勧奨及び保健指導の実施	計画どおり	167	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):糖尿病性腎症重症化予防の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨については、分かりやすい勧奨案内に見直し、レセプトや特定健診の記録を詳細に把握した上で電話での適切な受診勧奨を実施したことにより、医療機関受診者数が昨年度に比べて増加した。 ・保健指導については、案内通知後の時機を捉えた電話や訪問を行い、糖尿病治療における生活習慣の改善の必要性や重要性を理解いただくとともに、対象者の状況に合わせて指導期間や指導方法等を調整するなど、参加者が継続しやすいよう努めたことにより、保健指導者数が昨年度に比べて増加した。 ・受診勧奨と保健指導の対象者数は依然として多い状況にあることから、今後も受診勧奨後の医療機関受診者数と保健指導の実施者数を更に増加させる必要がある。 <p>【②今後の取組方針:効果的な受診勧奨及び保健指導の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨については、引き続き、未治療者・治療中断者それぞれの特性に応じた勧奨案内を通知し、適切な電話勧奨を行うなど、効果的な受診勧奨に取り組んでいく。 ・保健指導については、医師会と連携を図りながら、事業の周知啓発や医師からの推薦をさらに得られるよう取り組むとともに、引き続き、糖尿病カードシステム等を活用しながら、対象者の重症化予防につながるよう、指導を行っていく。 	改善
4	人間ドック・脳ドック健診補助事業(後期高齢者医療)	II-4	健康づくりの推進	SDGs	被保険者の疾病の早期発見・早期治療	後期高齢者医療被保険者	人間ドック・脳ドックいずれかの健診費用の一部補助(補助単価:10千円/人)	計画どおり	11,200	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):疾病の早期発見・早期治療の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者数の増加に伴い受診者数は昨年度より増加しており、合算受診率も向上した。人間ドック・脳ドックの健診費用の一部を補助するとともに、広報紙による広報や後期高齢者医療制度新規加入者への受診勧奨チラシの配付など、事業の周知啓発に取り組むことにより、疾病の早期発見・早期治療が図られた。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の疾病の早期発見・早期治療の促進を図るため、引き続き、事業の周知に取り組むとともに、健診費用の一部補助を実施する。 	改善

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
5	第4次宇都宮市食育推進計画の推進	Ⅱ-4	健康づくりの推進		健全な食生活の実践の推進	市民	・各種講座 ・自然に健康になれる食環境づくりに係る各種取組	計画どおり	509	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):新たな日常に対応した食育の推進】 <第4次食育推進計画の着実な推進> ・食を取り巻く環境の変化等に対応し、食を通して市民一人ひとりの健康づくりを推進するため、関係機関等で組織する食育推進会議において計画の進行管理を行った結果、日頃からの減塩や野菜の摂取、朝ごはんを毎日食することなどの取組みにおいて、課題がみられた。今後とも、計画に掲げる目標の達成に向けて、家庭、学校、地域、企業、行政など市民の食を支える多様な主体が連携・協力し、食育活動を推進していく必要がある。</p> <p><食育の普及啓発> ・若い世代や働く世代の食生活の改善に向け、大学や事業所等を対象に、対面及びオンライン方式による食育出前講座を開催した。また、ライフステージ(妊娠期・幼児期・小学校期・青年期・壮年期)に応じた食の課題を解決するための講話、調理実習等を実施するとともに、ヘルシーメニューや野菜増しレシピをWEBサイトのクックパッド公式キッチンや市ホームページ、健康ポイントアプリなどに掲載するなど、家庭内における健康的な食生活の実践を促進した。</p> <p><自然に健康になれる食環境づくりの推進> ・「市民が日常生活の中で健康情報に触れ、健康に配慮された食品を選択できる環境」を、公民一体となって整備するため、スーパーマーケット等における野菜摂取の促進を図る資材の掲出、産・学・官連携による「減塩・野菜増し」、「おいしくて野菜増し」商品の開発・販売等に取り組み、市の課題である食塩摂取量の減少や野菜摂取量の増加をねらいとした行動変容を促す仕掛けづくりを行った。今後とも、食に係わる多様な主体との連携により、取組を市内全体に広げていく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:自然に健康になれる食環境づくりの推進】 <第4次食育推進計画の着実な推進> ・目標の達成に向けて、多様な取組主体との連携のもと各施策に取り組みむとともに、食育推進会議において進捗を評価しながら、計画を着実に推進する。 ・現行計画が令和8年度に最終年度を迎えることから、次期計画の策定に向けた基礎調査である「食育に関する意識調査」を実施し、市民の食育に関する現状を把握していく。</p> <p><食育の普及啓発> ・引き続き、あらゆる媒体を活用した啓発事業やオンライン等による講座を開催し、市民の健全な食習慣づくりを支援していく。</p> <p><自然に健康になれる食環境づくりの推進> ・市民の食を支える多様な主体との連携により、引き続き、スーパーマーケット等における野菜摂取の促進を図る周知啓発や、産・学・官連携による商品等の開発・販売において新たに連携先を拡充するなど、より多くの市民が健康に配慮された情報や食品を享受できる機会を創出していく。</p> ・若い世代からの健康に関する意識醸成の環境づくりとして、高校内のデジタルモニターやコンビニエンスストアを活用し、意識しなくても健康情報に触れることができる食環境づくりや、ナッジを活用した行動変容を促す仕掛けづくりを行っていく。	拡大
6	うつのみや食育フェア実行委員会交付金	Ⅱ-4	健康づくりの推進		健全な食生活の実践の推進	市民	イベント「食育フェア」の開催	計画どおり	5,830	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):会場変更、イベント内容の充実と着実な実施】 ・第19回食育フェアについては、ライトキューブ宇都宮、宮みらいライトヒルにおいて開催し、参加者が体験を通して学べる機会の充実を図ったことにより、来場者が各イベントを通じ食育への理解を深め、実践につなげるきっかけとすることができた。令和7年度については、第20回目の節目開催となるため、より多くの市民が参加し、日常における食育の実践に繋げられるよう、催事やステージ内容の更なる充実を図る必要がある。</p> ・また、当事業を交付金で行うことにより、産業・教育・家庭及び地域団体等により構成される実行委員会等において、意見交換や各団体等の強みを生かした企画・広報が主体的に行われており、体験型のブースやステージなど内容の充実が図られている。 <p>【②今後の取組方針:イベント内容等の充実】 ・令和6年度から、利便性や集客力の高い会場に変更したことにより、来場を予定していなかった方や食育に無関心な方の来場についても、促進することができたと考えられるため、引き続きライトキューブ宇都宮、宮みらいライトヒルで開催するほか、関係団体などと連携しながら、体験型のブース出展やステージイベントなどイベント内容の充実を図るとともに、様々な機会や媒体を活用した積極的な広報に取り組みしていく。</p> ・食育の推進において、若い世代の食育への理解と実践が課題であることから、交付金を活用しながら食育フェアを開催していくが、事業の効果なども踏まえながら、適宜、相乗効果が期待できる他のイベントとの連携などの効果的な開催手法について検討していく。 ・食育フェアの開催について広く周知することで、協賛金や協賛物品に協力いただく企業・団体等を引き続き募集していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
7	栄養改善事業	II-4	健康づくりの推進		適正な栄養管理の推進	・市民 ・特定給食施設等の給食施設及び給食従事者 ・食品関連事業者等	・病態別栄養相談 ・栄養相談 ・給食施設指導 ・栄養成分表示の相談・指導 等	計画 どおり	101	H2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民及び給食施設、食品関連事業者等への適正な栄養管理指導の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病態別栄養相談については、主治医の指示に基づき、生活習慣病などの慢性疾患等の病状に応じた相談を実施することにより、生活習慣の改善及び重症化予防につながった。栄養相談については、市民からの日々の食事の相談に応じ、よりよい食生活への意識の醸成を図った。 ・給食施設栄養指導については、定期的な巡回指導に加え、対象者のニーズに対応した、受講しやすいオンライン方式による研修会を開催することにより、給食施設における栄養管理の改善につながった。 ・栄養成分表示の相談等については、栄養成分の表示方法等の相談に応じ、指導を行ったことにより、食品関連事業者の適正な栄養成分表示につながった。 <p>【②今後の取組方針:栄養管理に関する指導の徹底と制度の周知強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民への食生活の改善による疾病予防や給食施設における栄養管理の改善については、引き続き、これまでの取組を継続していく。 ・栄養成分表示の相談等については、食品関連事業者からの相談に対応し、適正な表示ができるよう指導を行うとともに、市民が食品表示の理解を深め、食生活の改善に活用できるよう普及を図っていく。 	
8	地域における健康づくり実践活動の推進	II-4	健康づくりの推進		地域の健康づくり実践活動の推進	・健康づくり推進員 ・市民	・健康づくり推進員による実践活動 ・健康づくり推進員・食生活改善推進員による健康づくり活動への参加促進 ・保健師による実践活動支援	計画 どおり	1,553	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域における主体的な健康づくり活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進員については、養成講座の開催についてSNSを活用する等、周知を工夫したことにより、昨年度を上回る49名が当該講座を修了し、地域における活動への参加につながった。 ・地域での様々な健康づくり活動を積極的に実施し、令和5年度を上回る市民参加があり、地域での健康づくりの推進に寄与した。 ・活動の活性化に向けた取組として、補助金の見直しを行い、次年度に向けて各組織が新たな多様な団体との連携が図れるよう、健康づくり推進組織へ積極的に働きかけたことで、各組織が新たな連携先について検討し、準備を進めることができた。 <p>【②今後の取組方針:組織への支援強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進組織が抱える、高齢化や担い手不足などの課題に対応するため、新たな人材確保に向け、ホームページを活用した活動の魅力発信や、補助金の要件見直しを踏まえた多様な団体との連携を取り入れた活動の活性化に関する支援に取り組みほか、開催日程の見直しなど幅広い年齢層が受講しやすい「健康づくり推進員養成講座」開催等に取り組み、多方面から健康づくり推進員の活動を活性化させるなど支援を強化していく。 	
9	地域・職域連携推進事業	II-4	健康づくりの推進	戦略事業	地域・職域における健康づくり活動の充実	・市内事業者 ・市民	・地域・職域連携による事業所に対する健康づくりの普及啓発 ・健康づくり事業者表彰	計画 どおり	277	H20	独自性 先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):職場で健康づくりに取り組むための機運醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度においては、新たに「職場における健康づくり応援サイト」において、女性特有の健康課題や婦人がん検診・相談窓口など女性の健康づくりに関する情報を集約したページを追加した情報発信や健康づくり事業者表彰受賞者の取組内容を広く市民に周知するなど、事業所における主体的な取組を支援した。さらに、地域・職域連携推進協議会と連携し、栄養士や保健師などの専門職を事業所に派遣する出前講座や職域において興味関心の高い内容をテーマに取り上げた健康づくり講演会を実施し、出前講座の参加者数や講演会の動画視聴回数は前年度を大きく上回るなど、職場における健康づくりの推進に寄与した。今後も主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡大を図る必要がある。 ・「メンタルヘルス」に取り組んでいる事業所は1割程度であり、「取り組んでいないが、必要性を感じている」事業所は約4割であることから、事業主の意識改革や従業員の健康意識の向上・健康の保持増進のため、事業所における「休養・こころの健康づくり」に関する取組を推進していく必要がある。 ・健康づくり事業者表彰については、「女性の健康づくり」の観点を踏まえた表彰基準の見直しの検討を行うとともに、幅広い業種において応募意欲が高まるよう引き続き、表彰事業の更なる周知が必要である。 ・健康うつのみやプランの策定に併せ、働く世代の健康に係る課題や課題解決に向けた重点事項の導出した結果、これまで以上に女性が活躍できる社会の実現に向けて、働く女性の健康づくりの充実に取り組んでいく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:健康づくりに取り組む事業所の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職域における健康づくり活動の充実については、引き続き、「職場における健康づくり応援サイト」を活用しながら、事業所に情報を発信するとともに、より一層、地域保健と職域保健の連携を図りながら、働く世代の健康課題を踏まえ、業種や規模、働き方など実態に合わせた健康づくりの支援を行っていく。また、女性活躍推進の基盤となる健康づくりを推進するため、庁内関係課と連携しながら事業所における女性特有の健康課題に対する理解促進などに取り組んでいく。 ・更には、健康経営をサポートするサービスを展開する民間事業者との共創(東京オフィスのネットワークを活用)により、事業主向けのセミナーを新たに開催するほか、ゲートキーパー研修会や事業所向けこころの健康づくり研修会の実施など、主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡大を図っていく。 ・健康づくり事業者表彰において、過去受賞者への影響を考慮しつつ、「女性の健康づくり」の観点を踏まえ、基準の見直しを検討していく。 	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
10	健康増進普及啓発・糖尿病対策事業	II-4	健康づくりの推進		生活習慣病の予防や健康づくりに関する知識の普及啓発	市民	・健康教育 (各種講演会・イベント) ・健康相談 ・訪問指導 等	計画 どおり	2,394	S29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):新たな日常に対応した健康づくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の予防や健康づくりに関する正しい知識の啓発については、講座の内容や対象者に応じて、対面方式や健康増進課公式YouTubeチャンネルにおける動画配信を実施し、参加しやすい手法によって多くの市民に参加してもらうことができた。「地区における健康教育」では保健福祉総務課と連携し、地域別データにより課題となったテーマや重点課題である糖尿病予防に関する内容を盛り込みながら、地域の实情に応じて効果的に健康づくりの推進を図ることができた。また、糖尿病予防啓発イベントは関係機関と連携しながら実施し、健康クイズラリーを盛り込み、興味を引く仕掛けをつくるなど実施内容を工夫したことで、糖尿病の関心の有無に関わらず多くの市民に普及啓発を図ることができた。なお、働く世代においては、肥満や、野菜摂取回数、減塩の取組など課題が多いことから、今後も、生活習慣の改善や健康づくりのために正しい知識の普及啓発及び行動変容につなげるための支援が必要である。 <p>【②今後の取組方針:関係団体との連携・協力による普及啓発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の予防や健康づくりに関する正しい知識の啓発については、適正体重の維持をはじめ、野菜摂取の促進や減塩の対策など、特に課題の多い青壮年期へ効果的に普及啓発できるよう、引き続き、関係団体と連携するとともに、新たに健康普及啓発動画を作成し、SNS等を通じて効果的に周知していく。 	
11	健康ポイント事業	II-4	健康づくりの推進	SDGs 好循環P 戦略事業	市民の健康づくり活動の促進	市民	・事業の広報活動 ・ポイント交換 ・協賛企業の確保	計画 どおり	81,089	H30	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):参加者数の増加】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業への参加者数については、広報紙やタウン情報誌への記事掲載や、協賛物品の品目拡充に引き続き取り組み、また令和6年度は新たにPR動画を作成しGoogle広告・Meta広告、市のSNSやデジタルサイネージ等を活用した広告を開始したことなどにより、前年度から5,708人増加した。 平均歩数の増加や若い世代の運動の習慣化を促進するため、今後は、参加者や歩数の増加に向けて、魅力を感じられるコンテンツの充実など歩きたくなる仕掛けづくりが必要である。 性差や年齢、環境の違いなど様々な状況にある個人の健康づくりに対して、きめ細かな支援を行うため、活動データと健診データを紐づけたより精度の高い分析ができるマイナポータルと連携した新たなヘルスケアアプリの導入を検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:若い世代の参加促進と歩きたくなる仕掛けづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者の歩数増加に向けて、QRコード読取機能を活用したポイント付与対象イベントの拡充を図るほか、民間事業者と連携したキャンペーンの検討、各地区におけるウォークラリーの開催など歩きたくなる仕掛けづくりに取り組んでいく。 若い世代の参加促進を図るため、引き続き、SNSなど若年層への周知に効果的な媒体を活用した広報に取り組むとともに、タウン情報誌の運営会社等と連携した協賛企業へ協力の呼びかけを行い、魅力ある協賛品目を確保していく。また、各種健診の受診率の向上を図るため、令和7年度より、健診種別毎にポイントを付与する仕組みに変更し、健康ポイント事業の充実を図っていく。 新たなヘルスケアアプリについては、全庁的なポイント事業一元化のスケジュールと整合を図り、仕様を検討していく。 	拡大
12	受動喫煙防止対策事業	II-4	健康づくりの推進		改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の推進	・市内事業者 ・市民	受動喫煙防止対策に係る周知啓発	計画 どおり	24	H30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市内事業者への周知啓発や受動喫煙防止対策に関する市民理解の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙防止対策に係る周知啓発の実施については、事業者向けには、食品衛生責任者講習会におけるリーフレットの配布等を実施したことにより、改正健康増進法の周知が図られた。また、受動喫煙防止に関する相談窓口において、事業者や市民からの相談に対応したことにより、受動喫煙防止への理解促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:受動喫煙防止対策に係る周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内事業者への周知啓発については、引き続き、相談窓口での相談支援や食品衛生責任者講習会におけるリーフレット等の配布等を行い、事業者が主体的に受動喫煙防止対策に取り組んでいけるよう支援していく。また、受動喫煙防止対策に関する市民理解の促進については、引き続き、市ホームページや市有施設へのポスター掲示等により周知啓発に取り組んでいくとともに、市民や事業者からの相談や問い合わせに対し、適切に対応していく。 	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
13	がん検診 (細事業「個別受診勧奨事業」「乳がん検診(超音波検査)」を含む)	Ⅱ-4	健康づくりの推進		がんの早期発見・早期治療	市民(40歳以上) ※子宮がんは20歳以上の女性、乳がんは30歳以上の女性、前立腺がんは50歳以上の男性が対象	がん検診の実施	計画 どおり	1,067,230	S38		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):がんの早期発見・早期治療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診について、令和6年度は、市内個別医療機関での各種がん検診の実施や、集団健診において総合健診や早期健診などの受診者ニーズを踏まえた健診の実施と定員数の拡充等に取り組み、各種がん検診の受診機会を確保したことにより、がん検診全体の受診者数は、令和5年度とほぼ同程度で推移し、受診者のがんの早期発見・早期治療が図られた。その一方で、精検受診率については、大腸がん検診が70%を下回っている状況にあることから、精検受診率の向上に取り組む必要がある。 ・更には、他のがん検診と比較して受診率が低い婦人がん検診(乳がん・子宮がん検診)については、商業施設を活用した検診を拡充して実施することで、これまで未受診であった市民や若い世代の受診につながったことから、更なる受診率向上に向け、商業施設等を活用した検診の実施に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:対象者ニーズに応じた健診体制・精度管理の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる受診率の向上に向け、引き続き、様々な媒体を通じた検診の重要性等の周知啓発や受診しやすい環境の整備、受診勧奨などに取り組むとともに、婦人がん検診の受診率向上に向け、子育て世代や働く世代などの受診のきっかけとなるよう、新たな商業施設等を会場とした検診を実施するなど、受診機会の拡充に努めていく。 ・子宮がん検診については、令和7年度から新たに30・35歳の女性に対して、HPV検査を上乗せして実施するため、より多くの方が受診に結びつくよう、効果的な受診勧奨や周知啓発に努めていく。 ・大腸がん検診の早期発見・早期治療を図るため、精検受診率の向上に向けた、個別受診勧奨の実施のほか、大腸がん検診の精度管理に関する検討委員会の設置に向けて取り組んでいく。 	拡大
14	健康診査	Ⅱ-4	健康づくりの推進		生活習慣病の予防、 早期発見・早期治療	市民(40歳以上) ※健康診査は、生活保護受給者など特定健康診査等の受診機会がない方が対象	・健康診査の実施 ・心電図検査・貧血検査・ 眼底検査の実施	計画 どおり	87,198	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活習慣病の早期発見・早期治療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査等の受診機会がない市民の健康診査については、健康診査の受診機会を確保することにより、生活習慣病の発症リスクが高い方を発見し、医療機関への受診を促すことができ、受診者の生活習慣病の予防、早期発見・早期治療が図られている。 <p>【②今後の取組方針:健康診査等の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査等の受診機会がない市民の健康診査については、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげていくため、引き続き、健康診査等を実施していく。 	
15	後期高齢者健康診査	Ⅱ-4	健康づくりの推進		高齢者の健康保持・ 増進と生活習慣病の 予防、早期発見・早期 治療	市民(75歳以上) ※後期高齢者医療 制度に加入されてい る方が対象	健康診査の実施	計画 どおり	145,754	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活習慣病等の発症・重症化予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者の健康診査については、健康診査の受診機会を確保することにより、受診者の糖尿病等の生活習慣病発症予防をはじめ、生活習慣病を早期に発見し、医療につなげることで重症化の予防が図られている。 <p>【②今後の取組方針:健康診査の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者の健康診査については、高齢者の健康保持・増進と生活習慣病の予防、早期発見・早期治療のため、引き続き、保険者である栃木県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、健康診査を実施していく。 	
16	骨粗しょう症検診	Ⅱ-4	健康づくりの推進		骨粗しょう症の予防、 早期発見・早期治療	市民(満40歳～満70 歳のうち5歳ごとの 節目年齢の女性が 対象)	骨粗しょう症検診の実施	計画 どおり	6,823	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):集団健診で実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨粗しょう症検診については、集団健診において骨粗しょう症検診の受診機会を確保することにより、受診者の骨粗しょう症の予防、早期発見・早期治療が図られている。その一方で、精検受診率が約50%程度と低い状況にあることから、骨粗しょう症の重症化予防を図るため、精検受診率の向上に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:骨粗しょう症健診の周知啓発・精検未受診者への受診勧奨の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨粗しょう症は、女性ホルモンの減少や加齢等が主な原因とされているが、痛みなどの自覚症状がないことから、骨粗しょう症の早期発見・早期治療に向け、骨粗しょう症のリスクや、定期的な検診の重要性等についての周知啓発に取り組むとともに、骨粗しょう症検診における精密検査未受診者への個別受診勧奨に取り組むなど、女性の健康の維持・増進を図っていく。 	
17	肝炎ウイルス検診	Ⅱ-4	健康づくりの推進		肝炎の予防、早期発 見・早期治療	市民(40歳以上) ※過去に受診歴の ない方が対象	肝炎ウイルス検診の実施	計画 どおり	11,229	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):肝炎ウイルス検診の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝炎ウイルス検診については、受診しやすい環境整備や受診機会の確保に取り組み、結果が陽性であった者に対して、肝炎ウイルスの感染の危険性や重症化予防に関する周知を行うとともに、医療機関での精密検査や定期検査の受診勧奨を実施したことにより、受診者の肝炎の予防、早期発見・早期治療が図られている。 <p>【②今後の取組方針:検診の重要性の周知と国の制度を活用した受診勧奨の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝炎ウイルス検診については、肝炎に感染した場合、自覚症状がないまま進行することから、検診の重要性を周知するとともに、肝炎の予防、早期発見・早期治療のため、40歳から65歳の5歳刻みの年齢の方のうち、肝炎ウイルス検査が未受診の方に対し、検診の重要性等を盛り込んだ「肝炎ウイルス検診無料券」を送付し、受診勧奨に努めながら、引き続き、肝炎ウイルス検診を実施していく。 	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
18	歯科健診	Ⅱ-4	健康づくりの推進		歯周病の予防, 早期発見・早期治療	市民(満20歳~70歳のうち5歳ごとの節目年齢の方)	歯科健診の実施	計画どおり	14,174	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):節目年齢における歯科健診の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節目年齢における歯科健診については, 市民の定期的な歯科健診受診の促進に向け, 歯科健診の受診機会の確保に取り組んだほか, 新たに自己負担額を1,010円から500円に軽減する「節目年齢のワンコイン歯科健診」を実施した。更には, 「ワンコイン歯科健診」周知の動画の作成・放映などの普及啓発を実施し, 市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくり推進に取り組んだところであるが, 歯科健診の受診率は8.4%と依然として低い状況にあるため, 更なる受診率向上に取り組む必要がある。また, 歯科健診の精検受診率についても, 58.2%(令和5年度)と低い状況にあることから, 精検受診率の向上を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針:成人期の歯科健診の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科健診の更なる受診率向上に向け, 引き続き, 歯科医師会等と連携しながら, 受診しやすい環境の整備に取り組むほか, 歯科医療機関に定期的に通診している方へ市が作成したリーフレットを配付するとともに, 「かかりつけ歯科医」からの声掛けによる受診勧奨に取り組むとともに, 歯科健診における精密検査未受診者への個別受診勧奨に取り組む。 	
19	歯と口の衛生推進事業	Ⅱ-4	健康づくりの推進		市民の歯と口腔の健康づくりに関する意識の醸成や正しい知識の普及啓発	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者よい歯の表彰式 ・歯と口の健康週間イベント ・歯と口腔の健康づくり出前講座 ・訪問歯科診療講習会 ・口腔の健康セルフチェックシートの配布 	計画どおり	1,615	H3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):歯科医師会と連携した事業の着実な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「歯と口の健康週間イベント」については, スタンプラリー方式を取り入れるなど実施方法を工夫しながら感染症予防に配慮し一部内容を変更して実施。市歯科医師会等と連携し, 歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発を図ることができた。 ・「高齢者よい歯の表彰式」については, 受賞者の増加に伴い, 会場をこれまでの宇都宮市保健所から東市民活動センターに変更するとともに, 式典内容を見直し, 市歯科医師会による口腔体操を盛り込むなど充実した式典を実施することができた。 ・「歯と口腔の健康づくり出前講座」については, 市歯科医師会と連携し作成した「口腔の健康セルフチェックシート」を活用し, 歯と口腔の健康づくりに関する意識の醸成及び正しい知識の普及につなげた。 <p>【②今後の取組方針:歯と口腔の健康づくりの更なる普及促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「歯と口の健康週間イベント」については, 市歯科医師会等と連携しながら, 市民の歯と口腔の健康づくりを促進するため, 子ども向けイベントの対象者を小学校2年生までに拡大するなど内容の充実を図るとともに, より多くの方に参加いただけるよう, 新たに小学校へのチラシの配付に取り組むなど, 周知方法を工夫していく。 ・「高齢者よい歯の表彰式」については, 充実した式典となるよう引き続き市歯科医師会と連携を図りながら実施していく。 ・「歯と口腔の健康づくり出前講座」については, 引き続き, 受講者のニーズに合わせ, 対面式またはオンライン方式による講座を実施し, より多くの市民に対し歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及・啓発を図っていく。 ・「歯と全身の健康づくり推進事業」については, 市歯科医師会と連携を図りながら, 歯周病予防や全身疾患との関わりについて市民の理解促進を促す動画を制作し, SNSなどを通じて配信するほか, 「糖尿病予防啓発イベント」において, 歯科ブースを新たに設置する等, 糖尿病予防事業等と連携するとともに, 「健康うつのみやプラン」概要版を作成し周知啓発するなど, 効果的に「歯と全身の健康づくり」について推進していく。 	
20	後期高齢者歯科健診	Ⅱ-4	健康づくりの推進		肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下予防	市民(前年度75歳・80歳・85歳に到達した方) ※後期高齢者医療制度に加入されている方が対象	歯科健診の実施	計画どおり	5,317	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):高齢者の特性を踏まえた検査内容による歯科健診の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者歯科健診については, 高齢者の口腔機能のさらなる向上に向け, 歯科医療機関での受診機会を確保したことにより, 受診者の口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の予防を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:後期高齢者歯科健診の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者歯科健診については, 口腔機能の低下予防や誤嚥性肺炎等の疾病予防を図るため, 引き続き, 受診しやすい環境の整備に取り組むなど歯科医師会等と連携しながら, 後期高齢者歯科健診を実施していく。 	
21	集団健診予約受付業務(「集団健診予約センター」と「集団健診予約システム」の運用)	Ⅱ-4	健康づくりの推進		市民のライフスタイルに応じた集団健診受付サービスの提供	市民	「集団健診予約センター」と「集団健診予約システム」による集団健診の予約受付	計画どおり	28,528	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):利便性の高い集団健診予約受付サービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団健診予約受付業務については, 令和3年4月から, 見やすく, 操作しやすいデザインに見直しを行った「集団健診予約システム」の運用を開始し, 令和6年度はSNS等を活用した積極的な情報発信を実施したことにより, 予約受付総数が増加し, 予約者全体の約4割をインターネット予約が占めた。 ・今後もライフスタイルに応じた予約受付サービスの利用促進を図ることにより, 受診率の向上につなげていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:集団健診予約受付サービスの安定的な運用・新たな集団健診事務等の見直しの検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団健診予約受付業務については, SNSやホームページ等を積極的に活用しながら, 引き続き, 予約者のライフスタイルや健診の理解度等に応じて選択することができるよう, きめ細かな対応が可能な「集団健診予約センター(電話予約)」や, いつでも, どこでも健診の予約ができる「集団健診予約システム(インターネット予約)」の周知に積極的に取り組むとともに, それぞれの安定運用に努め, 健診の受診率の更なる向上を図っていく。 ・受診に繋がる分かりやすい健診案内と集団健診事務の効率化に向けて, 先進自治体の取組みや国が推進する自治体健診事務のデジタル化の動向を注視しながら, 受診券とセットになった案内や集団健診事務のワンパッケージ委託といった取組の導入の方向性について検討していく。 	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)	
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)							
22	がん患者支援事業	Ⅱ-4	健康づくりの推進		がん患者の心理的・ 経済的負担の軽減及 び若年者の末期がん 患者の在宅生活の質 の向上を図るための 支援	市民	・若年者の在宅ターミナル 支援事業(R2~) ・がん患者医療用補整具 購入費助成事業(R4.1 ~)	計画 どおり	9,511	R2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):支援が必要な市民への着実な周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内のがん診療連携拠点病院等や市内のウィッグ販売店舗にチラシと申請書の配布を行ったほか、申請実績を基に、購入実績があるウィッグ販売店舗や美容室等にチラシを配布するなど積極的な周知に努めた結果、前年度を上回る件数の申請があった。 ・日常生活に必要な補整具等を補助することにより、がん患者の心理的・経済的負担の軽減を図るなど市民ニーズに応じた効果的な支援を行うことができた。 <p>【②今後の取組方針:医療機関と連携したきめ細かな周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん患者への周知啓発については、引き続き、チラシや申請書の配布を実施し、医療機関と連携を密にしながら、対象者に寄り添った制度の周知に努めるなどきめ細かな支援の充実を図っていく。 		
23	外国人への感染症・精神保健対策事業	Ⅱ-4	健康づくりの推進		ICTを活用して外国人 住民とのコミュニケー ションを円滑に行うこ とにより、感染症及び 精神保健対策の充実 を図る。	日本語が不自由な 外国人住民	多言語映像通訳アプリ搭 載タブレットを活用した 急入院・措置入院等の感 染症患者対応及びHIV検 査をはじめとする窓口対 応を行う。	計画 どおり	377	R2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):外国人住民に対する対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症患者の対応等、迅速性が求められる場面において、多言語映像通訳アプリ搭載タブレットを活用したことにより、相談対応の円滑化が図られた。今後も、外国人労働者等の増加により、感染症対応や精神保健の対応等において通訳が必要となる機会の増加も見込まれることから、継続して事業を実施していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:外国人住民に対する感染症及び精神保健対策の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、多言語映像通訳ツールを活用することで、外国人住民とのコミュニケーションを円滑に行い、感染症対策及び精神保健対策の充実を図る。 		
24	予防接種運営費	Ⅱ-4	健康づくりの推進		疾病の発生予防及び まん延の防止		・乳幼児(0歳~7歳 6か月) ・児童・生徒(9歳~ 高校1年生相当) ・平成9年4月2日~ 平成20年4月1日ま でに生まれた女子 ・65歳以上の高齢 者及び60歳~64歳 で「心臓・腎臓・呼吸 器の機能」または「H IVによる免疫機能」 に障がいのある方 (身体障害者手帳1 級程度)	・予防接種法に基づく下 記の定期予防接種を実施 する。 ロタ、B型肝炎、ヒブ、小 児用肺炎球菌、五種混 合、四種混合、三種混 合、不活化ポリオ、二種 混合、BCG、水痘、麻し ん風しん混合(乳幼児)、 麻しん(乳幼児)、風しん (乳幼児)、日本脳炎、子 宮頸がん、高齢者肺炎球 菌、高齢者インフルエン ザ ・定期予防接種の接種動 奨を行う。	計画 どおり	1,563,149	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):対象者への個別通知などの接種勧奨の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種について、各ワクチンの対象年齢別にきめ細やかに個別通知による接種勧奨を実施するとともに、広報紙や市ホームページ等による周知を行うことで予防接種を促進し、疾病の発生予防及びまん延の防止が図られた。 ・過去に子宮頸がん予防ワクチンの接種機会を逸した方を対象とした「キャッチアップ接種」については、令和4年度から6年度までの時限措置となっており、令和6年度は最終年度となることから、対象者に対し、制度終了や接種スケジュールについて個別通知や広報紙、市公式SNSでの周知を行った。その結果、一時ワクチンの供給が追いつかないほど接種希望者が増加した。 ・令和7年度から、新たに高齢者の带状疱疹予防接種が追加となるほか、麻しん風しん混合(1期・2期)と子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種について、ワクチン供給不足に伴い、接種期間を延長する特例措置が設けられたため、これらの制度変更について、正しい情報を分かりやすく発信していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:新たな定期予防接種の追加や特例措置に関する確実な周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の带状疱疹予防接種や、子どもの麻しん風しん混合、子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種の特例措置等の対象者一人ひとりに対し、個別通知を行うほか、広報紙、市ホームページ、市公式SNSなど、あらゆる機会を活用して広く周知を行っていく。 	
25	新型コロナワクチン接種事業	Ⅱ-4	健康づくりの推進		新型コロナウイルス感 染症の重症化予防		・65歳以上の高齢 者及び60歳~64歳 で「心臓・腎臓・呼吸 器の機能」または「H IVによる免疫機能」 に障がいのある方 (身体障害者手帳1 級程度)	新型コロナワクチンの定 期予防接種を実施する。	計画 どおり	517,787	R2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):新型コロナウイルスワクチンの定期予防接種の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチンは、令和6年10月から、これまでの「臨時接種」から「定期接種(B類疾病)」へ移行し、対象者が主に高齢者となり、自己負担額が変わるなど、大きく制度が変更となったため、市ホームページや広報紙、新聞折込チラシ、デジタルサイネージ、ラジオ放送、医療機関でのポスター掲示など、あらゆる機会を活用して周知を行った結果、重症化予防が図られた。 ・「定期予防接種(B類疾病)」は個人の重症化予防を目的としており、接種の努力義務はないものの、高齢者が新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化する可能性があることから、正しい情報をもとに接種の判断をできるよう、周知を継続していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:定期予防接種の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が安心して接種を受けられるよう、引き続き、制度内容のほか、ワクチンの効果や安全性等について、広報紙や市ホームページなど様々な手段を活用し、分かりやすく情報を発信していく。 	
26	風しん追加的対策事業	Ⅱ-4	健康づくりの推進		疾病の発生予防及び まん延の防止	昭和37年4月2日か ら昭和54年4月1日 生まれの男性	風しん抗体検査及び風し ん予防接種を無料(全額 公費負担)で実施する。	計画 どおり	11,179	H31		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):抗体検査・定期予防接種の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は平成31年度から令和6年度までの6年間の時限措置となっており、風しん抗体検査の未受検者や、検査の結果、抗体が不十分だった方に対し、毎年「クーポン券」を送付し、抗体検査や予防接種の勧奨を行った。その結果、多くの制度利用があり、風しんの発生予防及びまん延の防止が図られた。 ・本事業は令和6年度をもって終了となったが、令和6年度中に全国的なワクチン供給不足が発生したことから、予防接種を受けることができなかった方(ただし、令和6年度末までに風しん抗体検査を実施し、抗体が不十分だった方)を対象に、全額公費負担で接種を受けることができる期間を1年延長(令和9年3月31日まで)する特例措置が設けられた。 <p>【②今後の取組方針:対象者への個別通知などの受検・接種勧奨の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象となる方へ、個別通知やホームページ、広報紙、市公式SNSを活用し、特例措置の制度内容を確実に周知する。 		

NO.	事業名	政策の柱 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
27	風しん予防対策事業	II-4	健康づくりの推進		先天性風しん症候群の発生予防	次のいずれかに該当する方 ①妊娠を希望する女性 ②①の配偶者などの同居者 ③風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者 ただし、過去に風しん抗体検査を受けた結果、十分な量の風しん抗体があることが判明し、風しん予防接種を行う必要がないと認められる者は除く。	風しん抗体検査を無料(全額公費負担)で実施する。	計画どおり	4,328	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):抗体検査の実施】 ・妊娠を希望する女性や配偶者などの同居者等を対象とした風しん抗体検査を実施した結果、前年度とほぼ同数の利用があり、受検者が抗体価を把握し、必要に応じて風しん予防接種を受けることで、先天性風しん症候群の発生予防が図られた。 【②今後の取組方針:抗体検査の継続実施】 ・先天性風しん症候群の発生を予防し、安心して妊娠・出産ができるよう、引き続き、妊娠を希望する女性等を対象とした無料での風しん抗体検査を実施する。	
28	風しん予防接種補助金	II-4	健康づくりの推進		先天性風しん症候群の発生予防	風しん抗体検査の結果、抗体価が低く、かつ風しんにかかったことがない方で、次のいずれかに該当する方 ①妊娠している女性の夫などの同居者 ②妊娠を予定する又は妊娠を希望する女性 ③②の女性の夫などの同居者	風しん予防接種の費用について、3,000円を補助する。	計画どおり	855	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):予防接種費補助の実施】 ・妊娠を希望する女性や配偶者などの同居者等を対象とした風しん抗体検査を実施するとともに、抗体価の低い者に対し、医療機関において風しん予防接種費補助事業の周知を行った結果、前年度とほぼ同数の利用があり、先天性風しん症候群の発生予防が図られた。 【②今後の取組方針:予防接種費補助の継続】 ・先天性風しん症候群の発生を予防し、安心して妊娠・出産ができるよう、引き続き、風しん抗体価が低い者に対し、風しん予防接種費用の補助を実施する。	
29	市外予防接種受診者補助事業	II-4	健康づくりの推進		疾病の発生予防及びまん延の防止	宇都宮市に住民登録があり、法定の予防接種を委託医療機関以外の市外の医療機関で接種せざるを得ない者	申請に基づき、予防接種に係る費用の一部又は全部を補助する。	計画どおり	13,577	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):予防接種費補助の実施】 ・市外医療機関への通院や里帰り出産など、様々な事情により市外で定期予防接種を希望する者に対し、円滑に接種費用の補助を実施することで、接種率を向上させ、疾病の発生予防及びまん延の防止が図られた。 【②今後の取組方針:予防接種費補助の継続】 ・疾病の発症予防及びまん延防止のため、市民の受益の公平性、予防接種の接種率の向上の観点を踏まえながら、引き続き補助事業を実施する。	
30	幼児インフルエンザ予防接種補助事業	II-4	健康づくりの推進		インフルエンザのまん延防止と保護者のインフルエンザに対する予防行動の動機付け	市内に住民登録のある1歳以上2歳未満の者	インフルエンザ予防接種の費用について、1回当たり1,000円(上限2回)を助成する。	計画どおり	3,081	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):予防接種費補助の実施】 ・1歳児を対象としたインフルエンザ予防接種の補助事業を実施した結果、前年度と同程度の接種率となっており、多くの方にインフルエンザに対する予防行動の動機づけが図られた。 【②今後の取組方針:予防接種費補助の継続】 ・インフルエンザのまん延防止や保護者のインフルエンザに対する予防行動の動機付けのため、引き続き、1歳児を対象に予防接種費用の補助を実施する。	
31	おたふくかぜ予防接種費補助事業	II-4	健康づくりの推進		おたふくかぜの罹患や重篤化の予防及び経済的負担の軽減	宇都宮市に住民登録があり、次のいずれかに該当する者 ①1歳以上2歳未満の者 ②5歳以上7歳未満で小学校に入学する前年度の者	おたふくかぜ予防接種の費用について、3,000円を補助する。	計画どおり	17,721	R6		【①昨年度の評価(成果や課題):予防接種費補助の実施】 ・令和6年4月より、新たにおたふくかぜワクチン予防接種費補助事業を開始したところ、対象者の83%にあたる、5,875件の利用があり、おたふくかぜの予防が図られた。 ・接種を希望する方が確実に制度内容を知ることができるよう、周知を強化する必要がある。 【②今後の取組方針:予防接種費補助の継続】 ・幼児期の集団生活が始まる前に接種を行うことで、おたふくかぜの罹患や重篤化を防ぐとともに、経済的負担を軽減するため、引き続き予防接種費用の補助を実施する。 ・今後は、市ホームページや広報紙での周知のほか、生後2か月のお子さん一人ひとりに送付している定期予防接種の案内や市公式SNSにおいて、本制度について周知していく。	
32	帯状疱疹ワクチン接種費補助事業	II-4	健康づくりの推進		高齢期における健康の保持のほか、生活の質や日常生活動作の維持に寄与すること	市内に住民登録のある50歳以上の者	帯状疱疹予防接種の費用について、生ワクチン4,000円(上限1回)、不活化ワクチン10,000円(上限2回)を助成する。	計画どおり	97,138	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):予防接種費補助の実施】 ・高齢期における健康やQOL(生活の質)の維持のため、令和5年11月より帯状疱疹ワクチン予防接種費補助事業を開始したところ、令和6年度においては、当初の想定(9,360件)を上回る利用があった。事業開始から累計17,243件の利用があり、帯状疱疹の予防が図られた。 【②今後の取組方針:補助事業の終了】 ・帯状疱疹の予防接種は、令和7年4月から予防接種法に基づく定期予防接種(B類疾病)に位置づけられたため、当該補助事業は令和7年3月をもって終了とする。	廃止 ・ 終了

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
33	骨髄移植者等再接種費用補助事業	II-4	健康づくりの推進		骨髄移植等により再接種が必要になった方に対し、接種費用を助成することで、感染症の発生・まん延を防止し、子育てに係る負担の軽減を図る	骨髄移植等により接種済みの予防接種の効果が期待できず、改めて予防接種を受ける必要がある者	予防接種に要した費用又は定期接種の市負担額のいずれか低い額を補助する。	計画 どおり	268	H30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 予防接種費助成の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨髄移植者等への再接種費用の補助について前年度と同程度の申請件数があり、再接種が必要な方の疾病の発生予防及びまん延の防止が図られた。 <p>【②今後の取組方針: 予防接種助成の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 疾病の発生予防及びまん延の防止を図るため、引き続き、市ホームページや広報紙等を通じて周知を図るとともに、より広く周知がされるよう、県内で骨髄移植等を実施している大学病院や骨髄バンクなどに依頼し、対象となる方へのチラシの配布を行う。 	
34	骨髄移植推進事業	II-4	健康づくりの推進		骨髄等移植の推進	骨髄バンク事業において骨髄等の提供を行った本市に住所を有する者及びその者が勤務するドナー休暇制度のない市内の事業所等	骨髄等の提供のための面接、通院又は入院の日数(上限7日間)に、ドナーは2万円を、事業所等は1万円を乗じて得た金額を助成する。	計画 どおり	1,120	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 助成制度の普及と骨髄バンク事業の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度より助成対象者の要件を緩和し、「ドナー休暇のない市内の事業所に勤務する者」から「すべての市内在住者」へと拡大したことや、パンフレット等を用いた骨髄バンク事業の普及啓発活動の推進などにより、前年度と同程度の助成件数となった。 骨髄バンク事業におけるドナー登録者の増加を図るため、今後は更なる骨髄等移植における理解の醸成を進めていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針: 助成制度の普及啓発の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨髄バンクドナー新規登録者数の増加を図るため、本事業の対象者及び事業所等に対して、継続的にさまざまな手法により情報発信に努め、骨髄移植に対する理解の推進と助成制度の普及啓発を図る。 	
35	被爆者健康診断	II-4	健康づくりの推進		被爆者の健康保持・増進	原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づく原子爆弾被害者	健康診断(定期健康診断(一般検査:年2回)、希望による健康診断(一般検査・がん検診)、精密検査を実施する。	計画 どおり	337	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 健康診断の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被爆者に対する健康診断について、案内通知等を通して周知を行い、円滑に健康診断を実施することで、健康保持・増進が図られた。また、対象者から新たに健診希望があった医療機関に協力依頼を行い、受診可能な医療機関を拡大することで、利便性の向上が図られた。 <p>【②今後の取組方針: 健康診断の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢化が進む被爆者の健康保持・増進のため、引き続き対象者に対する案内通知等を通して健康診断の周知を図り、対象者が受診しやすい環境の整備を推進していく。 	
36	難病患者支援事業	II-4	健康づくりの推進		難病患者支援体制の充実	難病患者及びその家族	<ul style="list-style-type: none"> 医師や薬剤師、理学療法士等による疾患群ごとの医療生活相談会(講演会、個別相談会、交流会)を実施。 支援の充実を図るため、医療・福祉・介護・就労・教育等様々な関係機関により構成する難病対策地域協議会を開催。 	計画 どおり	1,337	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 難病患者支援事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師による講演会においては、令和6年度よりハイブリッド形式(対面・WEB配信)で開催したことで、外出が困難な難病患者にも参加してもらえる機会をつくることができた。さらにYouTubeチャンネル「みや難病チャンネル」を立ち上げ、オンデマンド配信を行うことでこれまで就業等で参加できなかった難病患者が一定期間動画を視聴できるようになった。また、専門職種による講演会では、はじめて薬剤師による講演会を開催し、薬で不安を生じている患者に寄り添う事業を行うことができた。 「難病対策地域協議会」において、在宅で人工呼吸器を装着している難病患者の災害時の対応について指摘を受けたことから、「難病患者の自助で行う災害対策について」をテーマに支援者研修会を開催し、自助の重要性を理解していただくとともに、支援者として何ができるか考えるきっかけとなった。難病患者の災害対策においては、複数年計画を立て、庁内関係課と連携し、患者・家族だけでなく、支援者及び地域住民と協力できる体制を整えていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針: 医療生活相談会の効果的な開催、難病対策地域協議会・難病支援検討部会の継続開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療相談会については、個々の病状に応じた療養の助言が得られるよう個別相談会を開催する。また多くの難病患者や家族が病気について理解を深めることで安心して療養生活を送るよう昨年度に引続きハイブリッド形式とオンデマンド配信で講演会を開催する。 地域の実情に応じた支援体制を整備するため、「難病対策地域協議会」や「難病支援検討部会」を、引き続き開催する。 難病患者の災害対策については、在宅で人工呼吸器を装着している難病患者のおかれている現状を詳細に把握していく。また、引き続き県と連携し、関係機関との共通認識を深め、課題を整理する。 	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
37	自殺予防・こころの健康づくり対策事業	Ⅱ-4	健康づくりの推進		総合的な自殺予防・こころの健康づくりの推進	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市自殺対策庁内連絡会議、宇都宮市自殺対策ネットワーク会議の開催 ・人材養成事業(ゲートキーパー研修会) ・こころの健康づくり研修会の開催 ・普及啓発活動(自殺予防週間や自殺対策強化月間) ・メンタルヘルス相談啓発事業(50歳男性へのメンタルヘルスに関する情報紙の配布) ・若年層に向けた相談啓発事業 ・各種相談先一覧クリアファイル更新 	計画どおり	2,598	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):総合的な自殺対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度に「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、自殺対策を「生きることの包括的な支援」とし社会全体が一丸となって自殺対策に取り組むため第2次自殺対策計画を策定した。 ・自殺対策計画に基づき、各種相談窓口一覧クリアファイルを市内の関係機関や医療機関に配布した他、市内の高校生や専門学校・大学生に対して相談先が明記された啓発物を配布した。 ・社会全体のつながりの希薄化・孤独・孤立の問題に対し、若年層に向けたプッシュ型の相談窓口の周知啓発や50歳男性へのメンタルヘルス情報紙の配布等に取り組んでいる。自殺者数については、50代の働く世代が高いことから、引き続き相談窓口の周知啓発に着実に取り組む必要がある。また、令和6年度に策定した第2次自殺対策計画をもとに、自殺者が若者や女性に増加傾向にあることから、若者や女性の多い職場に対し、こころの健康づくりを推進していく必要がある。 ・自傷行為等が年々若年化している状況にあり、若年層へのこころの健康づくり対策が一層重要である。また、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向にあることから、長期休業前や長期休業明け等時期を捉え、関係機関と連携し、引き続き若年層に届く方法で周知啓発に取り組み、自殺の危険性の高い人を早期発見する環境づくりをする必要がある。 <p>【②今後の取組方針:若年層や働く世代をターゲットとした自殺対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度に策定した第2次自殺対策計画に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、自殺対策を「生きることの包括的な支援」とし社会全体が一丸となって自殺対策に取り組む。 ・自殺予防・こころの健康づくりの更なる推進のために、特に自殺者数が増加している若年層や自殺者数の多い20代から50代の働く世代の自殺予防対策として、相談窓口についての周知や、「大学・専門学校教職員向け」や「小・中・高等学校教職員向け」、「地域支援者向け」や「薬剤師向け」等を対象に、研修会を開催しゲートキーパーの育成を行う。また、働く世代(若者や女性の多い職場も含)を対象に地域職域連携推進協議会と連携し、「事業所向けこころの健康づくり研修会」等の開催や、各種マニュアルの改訂等、総合的な自殺予防対策を推進する。 ・自殺未遂者の再企図を防ぐため、救急医療機関に搬送された自殺未遂者について退院後も適切に介入する体制の構築を推進し、関係機関との連携体制の整備・充実を図る。 	
38	こころの健康づくり講座	Ⅱ-4	健康づくりの推進		こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発	市民、学校関係者、介護や障がい福祉の支援者	精神科医師などがこころの健康をテーマに講座を開催し、精神保健分野の知識の普及啓発を行う(3回/年)	計画どおり	194	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):こころの健康づくり講座の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うつ病、ギャンブル依存症、統合失調症をテーマに講座を開催したことにより、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発が図られた。令和6年度はギャンブル依存症を新たなテーマとして実施したが、より多くの市民や関係団体に周知をする必要がある。アンケートには「正しい関わり方を理解できた」等の意見が多くみられたことから、正しい知識の普及啓発が図られた。 <p>【②今後の取組方針:こころの健康づくり講座の継続開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を図るため、より多くの市民が参加意欲を持てるよう、テーマ内容の組み合わせを工夫するとともに、参加しやすい会場の設定など効果的な方法を検討しながら、引き続き開催する。また、支援者へ周知を図り多くの市民が参加できるようにしていく。 	
39	精神障がい者家族支援事業(精神保健福祉相談事業、成年後見制度利用支援事業を含む)	Ⅱ-4	健康づくりの推進		精神障がい者への理解促進	精神障がい者を抱える家族	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮精神保健福祉会への委託事業(普及啓発活動・相談業務、家族会の開催) ・精神保健家族教室の開催 ・事例検討会 ・成年後見制度市長申立 	計画どおり	5,001	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):精神保健福祉会による相談業務の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の祭典や障がい者週間にて、精神障がい者やその家族に対する偏見や差別の解消が図られるよう、栃木県精神保健福祉会(やしお会)機関紙やリーフレットの配布等を通じて普及啓発を実施したことにより、精神障がい者を抱える家族の活動や精神障がい者への理解について周知が図られた。また、精神保健家族教室は4日間1コースで実施し、疾病の理解や家族の対応を学ぶ機会を設けることができた。 <p>【②今後の取組方針:精神保健家族教室のより効果的な実施方法等の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者を抱える家族への理解促進を図るため、引き続き、精神保健福祉会による相談事業を行うとともに、普及啓発活動の際に併せて、相談会や精神保健家族教室の事業の周知を図る。 ・家族教室については、やしお会と連携しながら、開催手法や周知方法を工夫し実施を継続する。 	
40	アルコールに関する健康教育事業	Ⅱ-4	健康づくりの推進		20歳未満の者の飲酒防止	・市内小中学生 ・市内小6年生、中3年生の保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校への出前講座の実施 ・児童と保護者が20歳未満の者の飲酒防止について話し合えるよう、保護者あてリーフレットの配布 	計画どおり	175	H16		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):アルコールに関する健康教育等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座は、令和4年度より校数、受講者数とともに増加しており、より多くの児童に20歳未満の飲酒防止に関する知識を普及啓発できた。また、全対象者に保護者向けリーフレットを配布したこと等により、20歳未満の飲酒防止に関する理解促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:アルコールに関する健康教育等の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の飲酒防止を図るために、引き続き出前講座やリーフレットの配布により家族ぐるみでの健康教育を実施する。 	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
41	アルコール関連相談事業(断酒会)	Ⅱ-4	健康づくりの推進		アルコールに関する正しい知識の普及啓発	アルコール依存症などのアルコール関連問題を抱える市民やその家族等	宇都宮断酒会への委託事業(相談・普及啓発活動)	計画どおり	100	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):断酒会によるアルコール相談及び普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール依存症などの問題を抱える市民やその家族等を対象に、断酒会による相談会や市民ホールにおけるパネル展を開催したことで、アルコールに関する正しい知識の普及啓発が図られた。断酒会による相談会については、昨年度並みの開催回数を維持し、市民の支援へつなげた。 <p>【②今後の取組方針:断酒会によるアルコール相談及び普及啓発の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコールに関する正しい知識を普及啓発するため、引き続き断酒会による相談会を実施するとともに、アルコール関連問題啓発週間(11月10日～16日)を活用した普及啓発活動を継続的に実施する。 	
42	エイズ予防対策(エイズ・性感染症等検査相談事業・エイズ予防普及啓発推進事業)	Ⅱ-4	感染症対策の推進		エイズ及び性感染症等のまん延防止及び、エイズに関する正しい知識の普及啓発	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・感染の可能性がある、心配または不安を持っている相談者に対して、HIV・性感染症検査・相談を実施。 ・エイズ予防教育出前講座(中高大学生等)や教育関係者へのエイズ対策従事者研修会の実施 ・世界エイズデー、HIV検査普及週間における、普及啓発事業(啓発物品の配布・パネル展示等) 	計画どおり	1,885	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):HIV・性感染症検査相談・普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査相談においては、令和5年4月から予約なく検査が受検できる通常検査を再開したことにより、受検者数が新型コロナウイルスの流行前の水準に戻り、利用者の利便性が図られた。 ・全国的に梅毒患者が増加していることから、検査相談時にパンフレットを用いて感染予防の説明を強化して行うほか、市ホームページへ発生動向や正しい知識を掲載することで、広く市民への注意喚起を行った。 ・普及啓発においては、世界エイズデーにおける啓発事業として、NPO法人や大学と協働した街頭イベントの実施や中高・大学生を対象としたエイズ予防教育出前講座を実施することで、若年層へエイズや性感染症の正しい知識の啓発を行うことが出来た。 ・また、エイズ対策従事者研修会をオンライン併用で開催したことにより、より多くの保健従事者や教職員、児童養護施設職員の参加があり、性の多様性やエイズについて理解を深めることが出来た。 <p>【②今後の取組方針:検査機会の確保と、広く市民に対する啓発やターゲットを絞った啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HIVや性感染症のまん延防止のため、引き続き、相談者が受検しやすい検査体制の整備に努める。 ・エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発を図るため、学校におけるエイズ予防教育出前講座の実施や、地域の保健従事者や教職員を対象としたエイズ対策従事者研修会を開催する。また、広く市民への啓発として、HIV検査普及週間や世界エイズデーにあわせて市ホームページや広報紙を活用した啓発を行っていく。 ・HIVや性感染症のハイリスク群である、MSMや風俗産業の利用者や従事者等に対しても、HIVや性感染症(特に梅毒)の正しい知識(予防、検査機会)が届けられるよう工夫を行っていく。 	
43	結核予防対策(結核患者登録管理・結核対策特別促進事業・結核患者接触者健診事務費)	Ⅱ-4	感染症対策の推進		結核患者の治療完遂や再発の早期発見のため登録管理を行い保健指導を実施するとともに、接触者の健康診断を行うことで、新たな発病者の早期発見・早期治療に努め、結核のまん延を防止する。	結核患者とその接触者 市民	<ul style="list-style-type: none"> ・結核患者の登録管理による保健指導の実施 ・結核患者に対し、DOTS看護師や調剤薬局等での直接服薬確認(DOTS)事業の実施。 ・結核患者の接触者に対する、接触者健康診断(血液検査・胸部レントゲン検査)の実施。 ・結核の正しい知識の普及啓発の実施。 	計画どおり	2,175	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):結核患者への確実な保健指導と外国出生者への啓発の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結核患者の登録管理を確実に実施し、治療完遂のためDOTS事業を全結核患者に行うことで、多剤耐性結核の発生や再発の予防に努めた。また、接触者に対する健康診断を行うことで、新たな患者の早期発見に努めた。 ・患者支援において、Web上で利用できる服薬支援ツールである「飲みきるミカタ」(翻訳機能や交流欄機能などが搭載)を活用することで、コミュニケーションに配慮が必要な外国出生者やインターネットを使い慣れている若年層に対し、効率・効果的な支援を行うことが出来た。 ・普及啓発としては、医療機関に対して、結核患者の発見の遅れを防ぐため、早期受診や早期診断の重要性について結核予防週間に合わせ周知を行った。 ・また、特に結核患者の発生が多い、高齢者や外国出生者及びその支援者を対象とした啓発が課題であり、外国出生者への啓発として、市が発行している外国人向け情報紙への記事掲載やSNSを通じた情報発信を行うとともに、国際交流協会主催の外国人向けイベントへ出展し、結核の正しい知識について理解を深めることが出来た。 <p>【②今後の取組方針:結核の早期受診・早期診断の促進とハイリスク者への啓発の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、医療機関と連携し、結核患者の速やかな登録管理を行い、確実な服薬支援の実施により、多剤耐性結核や再発を防止することで、結核のまん延防止に努める。 ・また、結核登録患者の管理検診や接触者に対する健康診断を確実に実施し、保健指導を行うことで、新たな重症結核患者の発生を防止する。 ・普及啓発においては特に、結核患者が増加している、外国出生者に対する啓発を充実させるため、対象者への啓発を行うとともに、外国人支援者等と連携することで、支援者が結核の認識を高め、結核の早期発見・早期治療につながるよう啓発を行っていく。 	
44	私立学校・社会福祉施設定期健康診断補助金	Ⅱ-4	感染症対策の推進		結核のまん延防止	市内の私立学校等(専修学校及び各種学校を含み、修学年限が1年未満のものを除く。)	私立学校等が実施する定期健康診断の実施費に対し、補助基準額の2/3を補助する。(補助基準単価は、結核定期外健康診断国庫補助基準単価を準用)	計画どおり	4,144	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):定期健康診断への補助事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症法により義務付けられている定期健康診断において、学校等の集団生活における結核患者の早期発見に取り組むため、私立学校等に対して本事業の周知を行い、申請のあった23団体に対し、補助金を交付した。定期健康診断を確実に行うことで、結核の予防意識の醸成を図り、結核のまん延防止に努めた。 <p>【②今後の取組方針:補助金による定期健康診断の実施の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、私立学校等に対し、定期健康診断の費用を補助することで、法令で義務付けられている定期健康診断を確実に実施し、結核患者の早期発見・早期治療につなげ、結核のまん延を防止する。 	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
45	感染症の発生・蔓延防止対策(新型インフルエンザ等対策含む)	II-4	感染症対策の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及びまん延防止 ・健康危機管理能力の向上 ・健康危機に関する関係機関との連携強化 	感染症患者及びその接触者、感染症に感受性のある市民	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症に感染した可能性のある者への健康診断勧告 ・病原体に汚染された恐れのある場所の消毒 ・新型インフルエンザ等に対する医療体制等の整備を図るため、関係機関との連絡会議を開催 	計画どおり	1,008	H11	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):感染症のまん延防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等について、社会福祉施設等での集団発生時には感染防止対策を指導した。特に施設等での感染性胃腸炎の集団発生時には、現地調査及び指導を行い、まん延防止に努めた。 ・また、その他の感染症(腸管出血性大腸菌感染症等)の発生においても迅速に対応し、接触者の健康診断を確実にを行い、感染拡大防止を図ることができた。 ・「宇都宮市感染症予防計画」に基づき、保健所・市職員、高齢者施設等職員等を対象に、感染症対策に関する研修を実施し、感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上を図った。 ・クラスターが発生しやすい高齢者入居施設(特養、老健、介護医療院)を対象に感染対策チェックリストを作成し、平時からの感染対策実施状況について自己点検を依頼、対策が不十分な施設には助言を行い、感染対策に関する知識や対応力の向上を図った。 ・「宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定に向け、令和6年度に改定作業を実施した「政府行動計画」及び「栃木県行動計画」の策定状況を確認し、本市における改定へ向けての準備を行った。 ・また、計画の改定に伴い、今後の新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から、庁内の役割を明確化するとともに、迅速に対応できる体制を整備する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:正確な情報把握と関係機関との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の発生時には迅速に対応し、患者の医療の確保や接触者の健康診断を確実にを行い、感染予防について指導することで、感染症のまん延の防止に努める。 ・「宇都宮市感染症予防計画」に基づき、感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上を図るため、保健所・市職員、高齢者施設等職員等を対象に、感染症対策に関する研修を実施する。 ・サービス付き高齢者住宅やグループホーム等、施設の特性上、感染対策が難しい入居施設に対して、感染対策チェックリストを実施し助言・指導を行うことで、感染症発生時の対応力を強化し、施設内での集団発生を防止する。 ・「宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、令和6年度に改定された「政府行動計画」及び「栃木県行動計画」を踏まえ、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外にも含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指し改定を行う。 		
46	感染症発生動向調査事業	II-4	感染症対策の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機に関する情報の収集・提供 ・健康危機に関する関係機関との連携強化 	市民、医療機関、県、国	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症法に基づき、医師から感染症の報告を受け、県及び国へ報告する。 ・市内の感染症流行状況を解析し、医師や市民に対し、患者発生状況や予防策等の情報をホームページ等を利用して迅速に提供する。 	計画どおり	1,389	H11	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):感染症発生動向の把握及び周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関と連携しながら発生動向調査を実施したことにより、感染症の発生動向を迅速に把握することができ、医療機関や市民に対して、市ホームページやメルマガ等により有効な情報発信ができた。 ・令和7年4月7日から開始される急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスの実施に向け、定点医療機関への説明及び依頼、実施体制等の検討を行い、スムーズな開始に向け準備を行った。 <p>【②今後の取組方針:感染症発生動向の把握及び継続周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康危機に関する情報の収集・提供を図るため、引き続き、衛生環境試験所と連携し、感染症の発生動向調査を実施し、市ホームページで最新情報を提供することにより、医療機関や市民に対して感染症に関する最新の情報を提供する。 ・令和7年4月7日から、急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスが開始となるため、流行中の呼吸器感染症の発生傾向を把握し、医療機関や市民に情報を提供する。 		
47	感染症検査事務	II-4	感染症対策の推進		感染症対策に係る行政指導に必要な検査データを提供し、関係課の業務を科学的根拠により支援する。	・感染症対策所管課	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症のまん延防止に資する検査の実施とデータ提供 	計画どおり	12,156	H8	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):調査研究及び職員の資質向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時を含め感染症検査を迅速かつ正確に実施するとともに、新型コロナウイルス感染症に係る変異型のゲノム解析検査を計画的に実施し、依頼課の感染症対策を科学的なデータの提供により支援できた。また、飼育イヌ・ネコのSFTSウイルス抗体保有状況を調査研究し、栃木県生活衛生関係業績発表会で発表するなど、調査研究の推進を図ることができた。 ・令和6年3月策定の衛生環境試験所健康危機対処計画に基づき、保健所所属の獣医師・薬剤師を対象としたPCR検査技術研修会を実施し、職員の資質向上を図ることができた。 ・令和7年4月から開始される国の急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスに対応するため、検査体制の整備、疫学情報の分析・提供などに取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:試験検査の充実、調査研究の推進及び情報発信の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政指導等に必要検査データを依頼課に提供し、感染症対策を科学的に支援できるよう、衛生環境試験所運営計画(令和7～11年度)に基づき、結核菌のゲノム解析検査の確立など検査項目の拡充やARIに関連した病原体の流行状況調査など調査研究の推進を図るとともに、依頼課のARIサーベイランスを支援するための疫学情報の分析・提供など、引き続き、試験検査の充実、調査研究の推進に取り組み、情報発信の強化にも取り組んでいく。 		

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
48	食品衛生・感染症対策推進事業	II-4 III-6	感染症対策の推進 快適で衛生的な生活環境の確保		病原体を取り扱う医療従事者等に対し、技術的な支援を行うとともに、職員の知識や検査技術を活用し、市民向けの情報を発信する。	・市民、医療関係者等	・医学生に対する感染症検査研修の実施 ・出前講座、科学体験教室、市民向け夏休み親子教室の開催	計画どおり	34	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:医療関係者等の資質向上と市民の食品・感染症等の理解促進に係る取組の充実 ・医療関係者や民間検査機関等への検体の適正な取り扱いに関する研修や、医学生及び薬学生に対するインターンシップを開催して技術支援を行い、医療関係者等の資質向上を図ることができた。 ・小学生の親子を対象とした夏休み科学実験教室や生涯学習課と連携し地域の小学生を対象とした科学体験教室などの開催を通して、感染症や食中毒等に対する正しい知識の普及を図ることができた。 ・国のARIサーベイランスの開始に伴い、呼吸器感染症の発生状況を正確に把握、分析し、感染症の発生とまん延を防止するため、保健予防課と連携しながら市民や医療機関等への迅速かつ正確な情報提供に取り組む必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:研修指導及び情報提供の推進 ・医療従事者等に最新の情報を分かりやすく技術支援し、市民に関心を引く内容を分かりやすく情報発信できるよう、衛生環境試験所運営計画(令和7~11年度)に基づき、市感染症サーベイランス等の業務で得られた科学的知見や、専門用語を分かりやすく伝え、受け手のニーズに応じた内容を盛り込み内容の充実とソーシャルメディア等のデジタルの活用を図るなど、引き続き、研修指導や情報発信の推進に取り組んでいく。</p>	
49	宇都宮市医療保健事業団補助金	II-4	安心して医療を受けられる環境の充実		公益財団法人宇都宮市医療保健事業団の継続的で安定的な運営体制の確保	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団	団体運営に要する経費の一部を補助	計画どおり	88,180	S57		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:継続的で安定的な運営体制の確保 ・宇都宮市医療保健事業団の運営に要する経費を一部補助したことで、安定的な運営に繋がっており、夜間休日救急診療所の円滑な運営や地域住民の健康増進の推進などを図ることができた。また、事業団の安定的な運営に資する取組への支援を行った。</p> <p>【②今後の取組方針】:安定的な運営体制の確保に向けた支援 ・宇都宮市医療保健事業団の運営に要する経費を一部補助するなど、事業団の安定的な運営に向けた必要な支援等を行う。</p>	
50	夜間休日救急診療所運営事業	II-4	安心して医療を受けられる環境の充実		初期救急医療体制の維持・確保	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団(指定管理者)	夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な管理運営	計画どおり	330,279	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:初期救急医療体制の維持・確保 ・本市の初期救急医療体制に精通し市内の医療機関と緊密な連携が可能である宇都宮市医療保健事業団を指定管理者とし、医師をはじめ医療スタッフを適正に確保し従事者への定期的な研修を実施するとともに、発熱患者専用の診察エリアの活用やドライブスルー方式による診療を行うなど、感染症の流行状況等を踏まえながら、患者の状況に応じた適切な診療を実施することができた。 ・市内の診療所等が休診となる年末年始に多くの患者が来所したことに加え、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染拡大により更に患者が増加し、待ち時間の長時間化や近隣道路への渋滞が発生した。</p> <p>【②今後の取組方針】:夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な運営の確保 ・市民がいつでも安心して必要な医療を受けられるよう、本市における救急医療全体や夜間休日救急診療所の現状・課題を評価分析するとともに、関係機関等と意見交換しながら当診療所のあり方を検討し、当診療所のより適切かつ円滑な運営の確保に努める。 ・混雑時の待ち時間の縮減に向け、指定管理者である医療保健事業団の取組を支援し、デジタル化の推進やスタッフの適正配置等の診療体制の見直しを図る。</p>	
51	(保健総)保健施設整備費(単独)	II-4	安心して医療を受けられる環境の充実		施設の安全で快適な利用及び施設の長寿命化	保健所及び夜間休日救急診療所の施設	保健所及び夜間休日救急診療所の施設の整備及び改修	計画どおり	164,988	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:施設の長寿命化に向けた改修の実施 ・「宇都宮市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の改修に取り組むなど、既存施設の長寿命化を図りながら、安全で快適な利用を維持することができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:計画的な施設の改修の実施 ・保健所及び夜間休日救急診療所について、施設の安全で快適な利用及び施設の長寿命化を図るため、引き続き、施設の計画的な改修を行う。</p>	
52	保健衛生事業推進協力金(市医師会)	II-4	安心して医療を受けられる環境の充実		市が実施する保健衛生事業の円滑な推進	一般社団法人宇都宮市医師会	保健衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	17,000	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:保健衛生事業の円滑な推進 ・市が実施する保健衛生事業に対して、市医師会との連携協力体制を確保したことにより、事業が円滑に推進した。</p> <p>【②今後の取組方針】:市医師会との連携協力体制の継続的な確保 ・引き続き、市医師会との連携協力体制を確保し、市の実施する保健衛生事業を円滑に推進する。</p>	
53	口腔衛生事業推進協力金(市歯科医師会)	II-4	安心して医療を受けられる環境の充実		市が実施する口腔衛生事業の円滑な推進	一般社団法人宇都宮市歯科医師会	口腔衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	4,350	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:口腔衛生事業の円滑な推進 ・市が実施する口腔衛生事業に対して、市歯科医師会との連携協力体制を確保したことにより、事業が円滑に推進した。</p> <p>【②今後の取組方針】:市歯科医師会との連携協力体制の確保 ・引き続き、市歯科医師会との連携協力体制を確保し、市の実施する口腔衛生事業を円滑に推進する。</p>	
54	保健衛生事業推進協力金(市薬剤師会)	II-4	安心して医療を受けられる環境の充実		市が実施する保健衛生事業の円滑な推進	一般社団法人宇都宮市薬剤師会	保健衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	600	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:保健衛生事業の円滑な推進 ・市が実施する保健衛生事業に対して、市薬剤師会との連携協力体制を確保したことにより、事業が円滑に推進した。</p> <p>【②今後の取組方針】:市薬剤師会との連携協力体制の確保 ・引き続き、市薬剤師会との連携協力体制を確保し、市の実施する保健衛生事業を円滑に推進する。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
55	健康増進事業等推進協力金(県医師会)	Ⅱ-4	安心して医療を受けられる環境の充実		健康増進事業の推進	一般社団法人 栃木県医師会	健康増進事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	1,977	S48		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):健康増進事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県医師会との連携協力体制を確保したことにより、健康増進事業の推進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:県医師会との連携協力体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県医師会との連携協力体制を確保し、健康増進事業を推進する。 	
56	健康増進事業等推進協力金(県歯科医師会)	Ⅱ-4	安心して医療を受けられる環境の充実		健康増進事業の推進	一般社団法人 栃木県歯科医師会	健康増進事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	352	S52		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):健康増進事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県歯科医師会との連携協力体制を確保したことにより、健康増進事業の推進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:県歯科医師会との連携協力体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県歯科医師会との連携協力体制を確保し、健康増進事業を推進する。 	
57	准看護師養成補助金	Ⅱ-4	安心して医療を受けられる環境の充実		質の高い医療従事者の養成・確保	宇都宮准看護高等専修学校	専修学校の運営に係る経費の一部を補助	計画どおり	7,600	S59		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):准看護師の養成・確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・准看護学校の運営に要する経費の一部を補助したことにより、学校の円滑な運営につながり、質の高い准看護師の養成・確保が図られたが、その一方で、生徒数が定員を下回る状況が続いており、授業料収入が減少し、厳しい経営状況となっている。 <p>【②今後の取組方針:准看護師の持続的な養成・確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い准看護師を養成・確保していくため、補助を継続するとともに、当学校の経営予測を踏まえながら、今後の支援内容を検討する。 	
58	歯科衛生士養成補助金	Ⅱ-4	安心して医療を受けられる環境の充実		質の高い医療従事者の養成・確保	宇都宮歯科衛生士専門学校	専門学校の運営に係る経費の一部を補助	計画どおり	6,000	S53		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):歯科衛生士の養成・確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士学校の運営に要する経費の一部を補助したことにより、学校の円滑な運営につながり、質の高い歯科衛生士の養成・確保が図られた。 <p>【②今後の取組方針:歯科衛生士の更なる養成・確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い歯科衛生士を養成・確保していくため、当学校が円滑に運営されるよう、継続的に支援する。 	
59	健康危機管理対策事務費	Ⅱ-4	安心して医療を受けられる環境の充実		健康危機管理体制の確保・充実	健康被害が発生したあるいは発生する恐れのある事案	健康危機管理事案発生時における協力体制を強化	計画どおり	0	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):健康危機管理発生時の適切な対応の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザに対しては、県と情報共有しながら、発生時の協力体制を確保した。また、新興感染症などの発生に備え、平時から計画的に保健所体制を整備するための「健康危機対応計画」に基づき、全庁的な協力体制を確保した。 <p>【②今後の取組方針:健康危機管理体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、新興感染症などの発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、「健康危機対応計画」などを踏まえながら、職員への研修や訓練を実施する。また、鳥インフルエンザについては、引き続き、県と連携しながら、発生時の協力体制を確保する。 	
60	救急医療対策事務	Ⅱ-4	安心して医療を受けられる環境の充実		二次救急医療体制の維持・確保	救急告示医療機関、市医師会、消防等関係団体	救急医療対策連絡協議会の開催	計画どおり	312	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療対策連絡協議会において、評価検証を行い、関係機関と連携し、情報を共有したことにより、円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。 ・一方で、救急患者の搬送先や受入先が偏っているなどの意見があったことから、円滑な救急医療体制について検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:救急医療対策連絡協議会の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、救急医療対策連絡協議会において、関係機関と連携し、情報を共有しながら、二次救急医療体制の維持・確保を図る。 ・また、本市における救急医療全体の現状・課題を評価分析するとともに、補助金の在り方等について検討するなど、関係機関等と意見交換しながら、より適切かつ円滑な救急医療体制の確保に努める。 	
61	小児救急医療体制補助金	Ⅱ-4	安心して医療を受けられる環境の充実		小児救急医療体制の維持・確保	済生会宇都宮病院、NHO栃木医療センター、JCHOうつのみや病院	輪番実施日数に応じ、その運営に要する経費の一部を補助(国・県2/3・市1/3)	計画どおり	20,853	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な小児救急医療体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営に要する経費の一部を補助したことにより、夜間及び休日における小児救急医療体制の確保が図られた。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、小児救急医療を担う医療機関の運営に要する経費の一部を補助する。 	
62	病院群輪番制病院運営費補助金	Ⅱ-4	安心して医療を受けられる環境の充実		二次救急医療体制の維持・確保	病院群輪番制病院(済生会宇都宮病院、NHO栃木医療センター、JCHOうつのみや病院、宇都宮記念病院、NHO宇都宮病院)	輪番実施日数に応じ、その運営に要する経費の一部等を補助	計画どおり	67,300	S55		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営に要する経費の一部等を補助したことにより、夜間及び休日における円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院の運営に要する経費の一部等を補助する。 	
63	協力病院等運営費補助金	Ⅱ-4	安心して医療を受けられる環境の充実		二次救急医療体制の維持・確保	協力病院(7病院)、連携病院(2病院)、協力診療所(2診療所)、連携診療所(1診療所)	救急医療の運営に要する経費の一部等を補助	計画どおり	34,626	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院群輪番制病院を支える協力病院等の運営に要する経費の一部を補助したことにより、円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院を支える協力病院等に対し、救急医療の運営に要する経費の一部を補助する。 	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
64	病院群輪番制病院設備整備費補助金	Ⅱ-4	安心して医療を受けられる環境の充実		二次救急医療体制の維持・確保	病院群輪番制病院(済生会宇都宮病院, NHO栃木医療センター, JCHOうつのみや病院, 宇都宮記念病院, NHO宇都宮病院)	救急医療に必要な設備整備に要する経費を補助(国・県・市 各1/3)	計画どおり	0	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院群輪番制病院への設備整備に要する経費の一部を予算計上したものの、県補助金が不採択となったことにより、本事業は未実施となった。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急患者の治療のために必要な医療機器等を整備することは、二次救急医療体制の維持・確保を図るためには重要であることから、引き続き、病院群輪番制病院の設備整備に対し、本補助金を活用しながら支援を行っていく。 ・また、本市の病院群輪番制病院の設備整備を図るため、県補助として採択されるよう、県との調整・意見交換を行う。 	
65	協力病院等設備整備費補助金	Ⅱ-4	安心して医療を受けられる環境の充実		二次救急医療体制の維持・確保	協力病院(7病院), 連携病院(2病院), 協力診療所(2診療所), 連携診療所(1診療所)	救急医療に必要な設備整備に要する経費を補助(市・事業主体 各1/2)	計画どおり	3,163	H22		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な二次救急医療体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力病院等の設備整備に要する経費に補助金を交付し、円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院を支える協力病院等に対し、救急医療に必要な設備整備に要する経費の一部を補助する。 	
66	災害時医療対策事務	Ⅱ-4	安心して医療を受けられる環境の充実		災害時医療提供体制の確保	医療機関及び医療関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時医療救護活動に係る訓練の実施, 会議の開催 ・「市災害時医療救護活動マニュアル」の見直し 	計画より遅れ	925	H7		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な災害時医療救護体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度始めに広域災害救急医療情報システム(EMIS)のシステムが変更になることから、県が一斉に入力訓練するタイミングに合わせて、関係機関と一緒に訓練を行うことにしたことからEMIS訓練は未実施となった。 ・今後は、関係機関, 団体等がこれまでのノウハウの再構築が必要であることから、災害時に医療提供体制が有効に機能するよう、実際の災害を想定した実践的な訓練を実施する必要がある。 ・DHEATの研修に薬剤師が受講し、幅広い資格職が研修を受講することで、災害時医療救護活動体制の強化につながった。 <p>【②今後の取組方針:医療関係団体等と連携した訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時医療提供体制の安定的な確保を図るため、災害対策本部と連携を強化するとともに、「災害時の医療救護活動に係る連携会議」を開催し、医療機関等と実践的な訓練を行う。 ・必要に応じて「市災害時医療救護活動マニュアル」の見直しを進めていく。 ・引き続き、DHEAT研修の受講対象者を保健師だけでなく、薬剤師や獣医師など資格職に対象を拡充していく。 	
67	医事・薬事監視指導事務	Ⅱ-4	安心して医療を受けられる環境の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・良質かつ適切な医療提供の確保 ・医薬品, 医療機器, 毒物劇物等の安全性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院, 診療所, 助産所, 歯科技工所, 施術所, 衛生検査所 ・薬局, 店舗販売業, 医療機器販売業, 毒物劇物取扱施設, 温泉施設 	監視指導の実施	計画どおり	1,123	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):医療提供体制及び医薬品等の安全性の確保, 薬物乱用防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法及び医薬品医療機器等法に基づく立入検査を実施することにより、良質かつ適切な医療及び医薬品・医療機器・毒物劇物の提供体制の確保が図られた。 ・大学を含む学校等を中心とした啓発活動を、薬物乱用防止連絡会議構成団体や県署とも連携して実施し、薬物乱用防止対策を推進した。 <p>【②今後の取組方針:医療施設等に対する計画的な立入検査の実施と薬物乱用防止対策の充実強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、医事・薬事関係監視指導計画に基づき、医療施設等に対する立入検査を実施し、良質かつ適切な医療及び医薬品・医療機器・毒物劇物の提供体制を確保する。 ・薬剤師会や学校、警察等関係機関と連携するとともに、大学生ボランティアの協力を得て街頭キャンペーンを行うなど、主な対象を若年層とする薬物乱用防止に向けた意識啓発を進める。 	
68	救急医療適正受診促進費	Ⅱ-4	安心して医療を受けられる環境の充実		救急医療の適正受診の促進	市民	救急医療への理解推進に向けた救急医療の適正受診の啓発	計画どおり	278	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適正受診を普及啓発するためのイベントの開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急受診の手引きを配布したほか、救急医療への理解を深めるため、救急の日・救急医療週間におけるイベントとして講演会を実施するなど、救急医療の適正受診に向けた普及・啓発を行った。 <p>【②今後の取組方針:適正受診方法についての普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市民に対し、救急医療の適正な受診について、消防局と連携を図り、効果的かつ効果的な普及・啓発を実施する。 ・特に救急患者の症状度合いを振り分ける重要なステップである「とちぎ救急電話相談」の認知度が低いことから、あらゆる媒体を用いての周知・啓発に取り組む。 	
69	献血普及啓発事業	Ⅱ-4	安心して医療を受けられる環境の充実		輸血用血液の安定的な確保	市民	情報発信による市民への献血の普及啓発と献血会の支援	計画どおり	112	S44		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):献血の普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・献血に係る普及・啓発を行うとともに、自主的かつ組織的に献血を推進する各献血会の取組を支援した。 <p>【②今後の取組方針:献血の普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸血用血液を安定的に確保するため、引き続き、市民の理解と協力が得られるよう広報紙やホームページ, 公式LINE, X等の広報媒体を活用し、献血の普及・啓発を行う。 	

NO.	事業名	政策の柱 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
70	災害時要援護者支援事業	Ⅱ-5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		要援護者に対し、日頃からの声かけ・見守り活動を行うとともに災害発生時に迅速かつ的確に避難誘導等を行う地域における支援体制の整備	自力で避難することが困難で避難支援を希望する方(要援護者)	・制度の理解促進及び災害時要援護者台帳の更新 ・未設置地区における地区支援班の設置 ・災害時要援護者台帳の整備	計画 どおり	829	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):制度の理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会の実施や台帳更新に取り組み、各地域における制度理解や台帳の安定的な運用を促進した。 ・より地域との連携を深め、全地区への支援班の設置や円滑な台帳整備、防災訓練での要援護者の参加などを通して、支援体制の実効性を高める必要がある。 <p>【②今後の取組方針:要援護者に対する支援体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者支援制度の手引きや補償制度等を活用しながら、地区の状況に応じて制度の理解促進を図り、制度への参入を促進する。 ・近隣の事業者や社会福祉事業者、福祉協力員等に対し、本制度未登録者への制度周知・登録促進や、災害発生時において要援護者の避難誘導等を行う「避難支援者」への協力を働きかけるとともに、地域内の要援護者の把握や避難支援者の選任などを行う地区支援班に「避難場所」の情報提供を行う。 ・RFI(情報提供依頼書)により、災害時における避難の実効性向上に資するICTを活用した安否確認ツールの構築を検討する。 	拡大
71	民間福祉避難所情報伝達体制整備	Ⅱ-5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		災害時における高齢者や障がい者等の安全で安心な生活環境の確保	民間福祉避難所(高齢者・障がい者施設)	MCA無線機の配備による災害時の連絡体制を強化	計画 どおり	1,455	H24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):MCA無線機による通信訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間福祉避難所協力施設に対して、MCA無線機の操作訓練や個別通信訓練を実施し、災害時における高齢者や障がい者等の安全で安心な生活確保に向けた連絡体制の強化を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:民間福祉避難所との情報伝達体制の維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、民間福祉避難所協力施設が要援護者や物資を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、通信訓練等を実施し、情報伝達体制を維持していく。 ・現在、民間福祉避難所協定施設との非常時における連絡手段として導入している無線サービスの提供が、令和11年5月末をもって終了を予定していることから、新たな連絡体制の構築を検討・整備する。 	
72	やさしさをはぐむ福祉のまちづくり 公共的施設整備費補助金	Ⅱ-5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		公共的施設のバリアフリー化の推進	市内で公共的施設の改修を行う事業者等	補助対象整備箇所(傾斜路・手すり・エレベーター・便所)の整備費の一部を補助	計画 どおり	0	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):改修補助制度によるバリアフリー化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共的施設のバリアフリー化を着実に推進するため、補助制度の更なる活用に向けて、ホームページに補助の活用事例を例示するなど、関係機関等への制度周知強化を図ることができた。制度利用希望の相談は複数件あったものの、制度の利用には至らなかった。 <p>【②今後の取組方針:ニーズを踏まえた制度の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化をさらに推進するため、事業者等のニーズを踏まえ、補助金制度等の見直しを検討していく。 	
73	市有施設のバリアフリーの推進	Ⅱ-5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		市有施設のバリアフリー化の推進	市民	市有施設のバリアフリー化推進	計画 どおり	0	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):バリアフリー設備の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内小学校体育館におけるスロープの設置など、バリアフリー化のための改修を実施した。 <p>【②今後の取組方針:バリアフリーに対応した市有施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市有施設のバリアフリー化の更なる推進のため、今後も施設所管課と連携しながら、バリアフリーに対応した市有施設の整備に取り組む。 	
74	苦情解決事業	Ⅱ-5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		福祉サービスに関する苦情の解決	福祉サービス利用者等	苦情の相談対応	計画 どおり	9	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):苦情解決体制の適切な運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係各課と苦情についての情報共有を図るなど苦情解決体制の適切な運営に努めた。障がい福祉サービス利用者1件について、苦情解決システムの第三者による話し合いを実施し、福祉サービス利用者の権利を擁護しながら、社会性や客観性を保護し円満な解決を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:継続した苦情解決体制の適切な運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市が提供する福祉サービス等への苦情に対応するため、「福祉サービス等に係る苦情解決システムに関する会議」の構成員である庁内関係課職員や第三者委員と連携し、苦情解決体制を適切に運用していく。 	
75	民生委員活動等に対する支援	Ⅱ-5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得や民生委員児童委員協議会の地域福祉活動の推進	民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会の事業に要する経費の一部を補助	計画 どおり	73,967	S29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):知識や技術の習得及び地域福祉活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体研修会の実施を通して、民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得を図り、地域福祉活動の推進に取り組むことができた。 ・委員の高齢化や新たな担い手の不足により、欠員が生じているため、担い手確保の取組として、「市民生委員児童委員協議会」との連携により、仕事や子育てを両立しながら活動する民生委員にクローズアップした新たなリーフレットを作成し、働く世代や子育て世代などに対する民生委員活動の理解促進に取り組むことができた。 <p>【②今後の取組方針:活動支援の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得を図るとともに、地域福祉活動の推進のために、引き続き、民生委員児童委員協議会の事業を支援していく。 ・欠員が生じている地区において、各地区の実情に応じ、地区民児協等と連携しながら制度周知を実施する。 	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
76	社会を明るくする運動	Ⅱ-5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		犯罪や非行のない明るい社会の実現	市民	啓発運動の実施	計画どおり	90	S57		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):関係団体と連携した啓発運動の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮保護区保護司会や宇都宮更生保護女性会などの関係団体と連携イベントを行った。また、啓発パネル展等で周知啓発活動を実施することにより、犯罪や非行のない明るい社会の実現に向けた啓発を図った。 ・市再犯防止推進計画について、庁内関係各課と連携を図りながら、内容を改定し、第2次市再犯防止推進計画を策定した。 <p>【②今後の取組方針:事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪や非行のない明るい社会の実現のため、引き続き、関係団体と連携を図り、啓発運動を実施する。 ・県が実施するいきいきフェスタについて、今年度は本市が開催地になることから、県と協力して、明るい社会の実現に向けた周知啓発活動を実施する。 	
77	宇都宮保護区保護司会補助金	Ⅱ-5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		保護司による保護観察、更生保護並びに犯罪予防活動の円滑化	宇都宮保護区保護司会	宇都宮保護区保護司会の活動に要する経費の一部を補助	計画どおり	1,580	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):保護司の諸活動に要する経費の補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮保護区保護司会の更生保護相談等の推進を図るため、保護観察や犯罪予防活動など、地域に根ざした様々な活動を行っており、各種活動に要する経費の一部を補助することにより、諸活動の円滑な推進に一定資することができた。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護司による保護観察、更生保護並びに犯罪予防活動など、地域に根ざした活動の円滑化を図るため、引き続き、宇都宮保護区保護司会の活動に要する経費の一部を補助していく。 	
78	宇都宮更生保護女性会補助金	Ⅱ-5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		更生保護及び非行防止活動の円滑化	宇都宮更生保護女性会	宇都宮更生保護女性会の活動に要する経費の一部を補助	計画どおり	110	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):更生保護女性会の諸活動に要する経費の補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮更生保護女性会は、女性の立場から、更生保護事業の推進を図るため、ミニ集会の開催や青少年の健全育成活動など、地域に根ざした活動を行っており、経費の一部を補助することにより、更生保護及び非行防止活動の円滑な推進に一定資することができた。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更生保護及び非行防止活動など、地域に根ざした活動の円滑化を図るため、引き続き、宇都宮更生保護女性会の活動に要する経費の一部を補助していく。 	
79	社会福祉施設等指導監査	Ⅱ-5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		社会福祉法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の社会福祉法人等	社会福祉法人等に対する指導監査	計画どおり	10	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):計画的な指導監査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な指導監査について、年間計画に基づき、効率的かつ効果的に実施し、法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上を図った。 <p>【②今後の取組方針:社会福祉法人・施設の運営水準の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、効果的・効率的に指導監査を実施しながら、法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上を図る。 	
80	障がい福祉サービス事業者指導監督	Ⅱ-5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		障がい福祉サービス事業所の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の障がい福祉サービス事業者	障がい福祉サービス事業者に対する指導及び監査	計画どおり	1,471	H24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):計画的な実地指導の実施及び巡回支援指導との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な実地指導について、年間計画に基づき、効率的かつ効果的な実施に加え、事前通告を行わない巡回支援指導との連携により、障がい福祉サービス事業者の質の確保・向上を図った。 ・集団指導については、県と合同開催により、市ホームページにて関係資料を掲載する方法で実施し、障がい福祉サービス事業者への県内統一的な質の維持確保に繋がった。 また、業務に係る庁内関係部署との連携強化を図りながら、障がい福祉課との合同開催により、グループホーム従事者向けに参集形式で、虐待防止や制度改正内容等の講習会を実施し、福祉サービス利用者の処遇環境の改善・向上に繋がった。 <p>【②今後の取組方針:障がい福祉サービス事業者の運営水準の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、効果的・効率的に実地指導と巡回支援指導を実施しながら、障がい福祉サービス事業者の質の確保・向上を図る。 ・県との連携を図りながら、デジタル技術を活用し、引き続き、障がい福祉サービス事業者への関連情報の周知・啓発に取り組む。 	
81	介護事業者指導監督	Ⅱ-5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		介護サービス事業所の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の介護サービス事業者	介護サービス事業者に対する指導及び監督	計画どおり	2,794	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):計画的な運営指導の実施・巡回支援指導との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な運営指導や事前通告を行わない巡回支援指導については、計画に基づき着実に実施することで介護サービス事業者の質の確保・向上を図った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度～令和4年度において計画的に運営指導が実施できなかったことから、「指導指針」に定める期間での実施が難しくなっている。 ・介護サービス事業所・自治体の双方の文書負担を軽減するために、国において導入されているオンラインを活用した電子申請・届出システムについて、本市においても運用を開始した。 <p>【②今後の取組方針:介護サービス事業所の運営水準の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ効果的な運営指導と巡回支援指導を計画的に実施しながら、介護サービス事業者の質の確保・向上を図る。 ・内部通報等に迅速に対応し、法令遵守の徹底を図る。 ・国の電子申請・届出システムの活用を促進し、介護事業所の事務負担の軽減や行政手続きの利便性向上を図る。 	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
82	介護施設整備費等補助金	Ⅱ-5	安心して暮らせる福祉基盤の充実		地域密着型サービス事業所等の整備促進	市内で地域密着型サービス事業所等の整備を行う法人	施設整備及び施設の防災・減災に資する設備等並びに開設準備に要する費用の一部助成	計画どおり	110,800	H19	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):介護サービス提供基盤の整備促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設等の設備整備については、事業者に対し意向調査を行い、ニーズを把握しながら計画的に整備促進を図った。 ・施設整備については、第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)に基づき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護について公募を実施し、認知症対応型共同生活介護について1事業所を選定した。 <p>【②今後の取組方針:介護サービス提供基盤の更なる安定化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設等の設備整備については、事業者へ交付金事業の周知及び活用を図りながら、介護サービス提供基盤の更なる安定化を目指す。 ・第9期介護保険事業計画の整備目標数が達成できるよう、経済情勢等を踏まえ、周知期間や工期を十分設け、着実な施設整備を推進する。 	
83	相談支援事業	Ⅱ-5	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P 戦略事業	包括的相談支援体制の充実	市民	市民の保健福祉に関する相談を丸ごと受け止め、必要な支援機関につなぐ。	計画どおり	662	R5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):包括的相談支援体制の適切な運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から引き続き、地域包括支援センター(25か所)と地域保健福祉拠点(5か所)のエールUにおいて、保健と福祉に関する相談を受け止め、内容に応じて適切な専門の相談支援機関や多機関協働事業者につなぐことができた。 <p>【②今後の取組方針:包括的相談支援体制の適切な運用の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、研修等を通じて従事者や関係機関の対応力強化を図りながら、相談の受け止め、課題の検討、課題に応じた専門の支援機関等へのつなぎを適切かつ円滑に実施していく。 	
84	多機関協働事業	Ⅱ-5	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P 戦略事業	包括的支援体制の充実	市民 事業者	複数の分野を横断した総合的な支援のコーディネートを行うとともに、「重層的支援会議・支援会議」を開催し、支援関係機関等の役割分担を図る。	計画どおり	4,183	R5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):多機関協働事業の適切な運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エールU等から寄せられた、8050問題やひきこもりなど複雑化・複合化した問題があるケースに対して、課題の解きほぐしや調整、多分野の関係機関をマネジメントし、関係機関と連携した支援を行うことができた。 ・複雑化・複合化した問題を抱えるケースの早期発掘・早期支援に向け、エールU等への適切な後方支援を行えるよう、相互に相談しやすい顔の見える関係をさらに深めていくことが重要であるとする。 <p>【②今後の取組方針:多機関協働事業の適切な運営の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、エールUの窓口従事者を含む多機関協働事業担当職員向けの研修会を実施し、多機関協働事業に該当するケースの理解を深め、相談者への対応方法や、要支援者へのアウトリーチ等を通じた継続的な支援方法などのスキル向上を図る。 ・また、5拠点の多機関協働事業担当者が集まる定期的な連絡会において事例の情報共有やケーススタディなどを実施し、多機関協働事業担当者自身の対応力の向上を図ることで、要支援者に対して、多分野の関係機関と連携した伴走型の支援を実施していく。 ・引きこもり支援について、研修を開催し、対応力の向上を図る。 	改善
85	生活困窮者自立相談支援事業	Ⅱ-5	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P	複合的な課題を抱える生活困窮世帯に対する困窮状態からの早期脱却に向けた支援による自立の促進	・生活困窮世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援窓口の設置 ・専門の相談支援員による自立に向けた包括的かつ継続的な支援 	計画どおり	49,000	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活困窮世帯への自立に向けた支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯が相談窓口がわからず困ることの無いように、窓口案内チラシを作成し関係窓口で配布したほか、市ホームページ上での案内掲載を行い、生活困窮者支援制度の周知を幅広く行った。 ・本人の就労意思を踏まえて作成した個別の支援プランに基づき、関係機関が連携をしながら、包括的かつ継続的な支援に取り組み、生活困窮状態からの早期脱却につなげることができた。 ・相談窓口に来所することができない生活困窮世帯に対して、4名のアウトリーチ支援員が732件の訪問や関係機関への同行を行うなど、個々の状況に応じた支援を行った。 ・生活困窮世帯は複合的な課題を抱えているため、適切な支援に繋ぐためには、関係機関等と連携して対応する必要がある。また、相談の中には、家計の収支バランスや債務整理、滞納に関する課題を抱えているケースが多いため、家計管理に関する相談体制を強化していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:関係機関と連携した支援及び支援体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークと連携した就労支援や民間委託による就労支援事業など関係機関との連携やアウトリーチ支援員の積極的な活用により、生活困窮世帯に対して相談窓口の利用を促し、困窮状態からの早期自立を図る。 ・新たな取組として自立相談支援窓口において家計相談支援を行うことにより、相談から支援までワンストップで対応し、相談支援体制の強化及び相談者の利便性の向上を図る。 	改善

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
86	生活保護受給者等就労自立促進事業(ハローワークとの一体的実施事業)	II-5	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P	栃木労働局との協定のもと、本市とハローワークの連携協力体制による早期就労自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> 早期就労可能な以下の者 生活保護受給者 児童扶養手当受給者 住居確保給付金受給者 生活困窮者自立相談支援事業の支援決定者 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所に設置するハローワークの常設窓口等における職業相談、職業紹介 ハローワーク職員、本市のケースワーカー、就労促進指導員等の連携体制による早期就労に向けた支援 	計画どおり	—	H25	日本一	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活保護世帯等の状況に応じた就労支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者が早期に就労し、自立した生活を可能にするため、「みやハローワーク就労支援コーナー」の機能を活かし、ハローワークの就職支援ナビゲーター、本市のケースワーカー、就労促進指導員等がそれぞれの役割のもとで切れ目のない支援に取り組んだことにより、多くの対象者を早期の就労につなげることができた。 みやハローワークで作成した「しごと応援カード」を関係窓口(住宅政策課、消費生活センター等)で配布し、対象者とみやハローワークを繋げる機会づくりに努めた。 雇用情勢に注視しつつ、就労意欲が低下しないよう対象者に寄り添った伴走型の支援を実施する必要がある。また、支援を行っても就職活動が停滞するなど就労に繋がらないケースについては、解決に向けたフォローの充実を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針:きめ細かな就労支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の支援体制を維持し、ハローワークとの一体的実施事業の推進により就労相談から職業紹介、求職活動まで引き続き支援を行い、早期自立を促進する。 就労支援対象者に問題があり就労支援が滞っている場合には、問題解決に向けて本市ケースワーカーや就労促進指導員によるケース診断を行うなど、より多くの就労支援対象者が就労に繋がるよう、きめ細かな就労支援を行う体制を構築する。 	
87	生活保護受給者等への就労準備支援事業	II-5	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P	就労意欲の喚起等が必要な者への早期就労自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> 就労未経験や長期未就労など直ちに一般就労を目指すことが困難である以下の者 生活保護受給者 生活困窮者 	<ul style="list-style-type: none"> 個別カウンセリングの実施 日常生活習慣の改善支援や、ボランティア活動への参加等による社会的能力の習得 就労体験やセミナーの実施による就職活動に向けた知識やスキルの習得 個別求人開拓支援 家計収支について指導する家計改善支援 	計画どおり	19,668	H25	日本一	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活保護世帯等の状況に応じた就労準備支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労未経験や長期未就労などの理由により、直ちに就労する事が困難な対象者の就職と自立を促すため、民間事業者が持つ様々なノウハウや幅広いネットワークを活用し、ボランティア活動や就労体験を通じて、社会人として必要となる知識や経験の習得に繋げた。また、適切な金銭管理を目的とした家計改善支援に取り組み、経済的社会的な自立に向けた準備を図った。 就労準備支援を幅広く実施していくためには、ボランティア活動や就労体験など、社会性やコミュニケーション能力を身に付けられるメニューの充実が重要であることから、民間事業者やNPO団体などに働きかけ、協力事業者の拡大を図った。 本事業は、就労経験が無い、若しくは就労経験が浅い者の就労を目指すものであるため、就労自立を図るには様々な就労体験等の積み上げや人間関係の構築など長期的な対応が必要であるため、個々の状況に応じた支援を継続して実施することが必要である。 <p>【②今後の取組方針:支援プログラムの拡充と更なる活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の支援プログラムに基づき、対象者に合わせた活動を行わせ、就労体験等から得られる気づきや達成感、人間不信の払拭など様々な経験を通じて、対象者が社会参加できるよう継続的な支援を実施していく。 新たな協力企業や団体を開拓し、ボランティア活動や就労体験メニューのさらなる拡充を図る。 	
88	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	II-5	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P	生活困窮者(支援対象者)の早期発見及び地域活動や就労体験の場(地域資源)の開拓を通じて、双方を結びつけることによる自立促進及び地域活性化の支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮世帯(支援対象者) 地域活動の参加者や働き手を求めている地域住民や団体、地元企業やNPO法人等(地域資源) 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等への事業周知 生活困窮者の早期把握と支援策の検討 地域資源の掘り起こし 生活困窮者と地域資源とのマッチングによる自立に向けた支援 	計画どおり	5,315	R5	日本一	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):支援対象者の掘り起こしと受け入れ体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年9月よりモデル地区(河内・上河内地区)で実施し、河内地区において自治会回覧を通じ支援対象者の情報提供を呼びかけるチラシの回覧を行った。 支援対象者の家族や自治会・民生委員等から6件の支援対象者に関する情報提供を受けたが、当事業の支援対象者ではなかったため、関係機関へ適宜繋いだ。 催事などの地域活動や就労体験など、支援対象者を受け入れることができる活動の場を開拓するため、案内リーフレットの配布や事業所・団体への訪問を行った結果、複数の事業所が受け入れ可能との結果を得た。(14事業所) 地域活動や就労体験など受け入れ事業者はあるが、支援対象者の発見に繋がっていないことから、効果的な手法を検討する必要がある。また、本事業参加に至るまでには訪問を重ね支援対象者との信頼関係を構築することが不可欠であり、長期間の支援継続が必要である。 <p>【②今後の取組方針:関係機関等と連携した支援対象者の早期発見に向けた取組の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援対象者を早期、随時に発見できるよう、関係機関、団体と連携し、事業内容を周知するなど、引き続き関係性を強化していく。 支援対象者の家族向け講座を開催し、講座終了後に相談会を実施することにより、効果的に支援対象者を発見する機会を増やす。 他分野の類似事業との連携を模索し、相互に情報共有を図ることにより、支援対象者の活動参加の幅を広げ、適切な支援を実施していく。 	
89	公園のバリアフリー化事業	II-5	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P	すべての市民が安全で快適に安心して利用できる公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がい者をはじめとした公園利用者 	<ul style="list-style-type: none"> トイレや出入口の段差解消、点字ブロックの設置など施設のバリアフリー化 	計画どおり	27,677	H13	日本一	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):公園のバリアフリー化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー化を推進するため、社会資本整備総合交付金(防災・安全)を活用し、上戸祭2号児童公園及び中丸公園のトイレ改修や石井内野東公園及び泉ヶ丘児童公園の出入口の段差解消等を実施した。 すべての市民が安全安心に公園を利用できるよう、計画的な事業推進が必要である。 <p>【②今後の取組方針:公園バリアフリー化の効果的な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、県などの関係機関との協議調整を図りながら、確実な財源確保に取り組み、公園施設のバリアフリー化を着実に推進する。 事業推進にあたっては、立地適正化計画に定める居住誘導区域内の公園など、利用者の多い公園を優先的に整備する。 	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
90	道路バリアフリー推進事業	II-5 VI-13	安心して暮らせる福祉基盤の充実 円滑、快適、安全・安心な道路づくりの推進	好循環P	高齢者や障がい者の安全性・快適性の向上 円滑な道路ネットワークの構築	市民、道路利用者	・点字ブロックの修繕	計画どおり	7,848	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):点字ブロックの修繕】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の老朽化した点字ブロックの修繕を行い、視覚障がい者が安全・安心に通行できる歩行空間を確保した。 ・点字ブロックの整備・修繕に加えて、歩道の段差解消などについても併せて取り組み、安全な歩行空間を確保する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:既存の道路空間を活用したユニバーサルデザイン化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、「道路づくりプログラム」を踏まえ、優先的に整備する路線を整理した上で「都心部まちづくりプラン」等との整合を図りながら、限られた道路空間の中で、これまで取り組んできたバリアフリー化に加え、地域特性に応じて各路線ごとに実現可能な整備内容を検討し、ユニバーサルデザイン化を推進する。 	拡大
91	老人福祉施設整備費等補助金	II-5	高齢期の生活の充実		老人福祉施設の整備促進	市内で老人福祉施設又は老人保健施設の整備を行う社会福祉法人及び医療法人	施設整備及び開設準備に要する費用の一部助成	計画どおり	0	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):計画的かつ着実な整備促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに応じたサービスを提供していくため、「第10次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第9期宇都宮市介護保険事業計画(令和6～8年度)」に基づき、「介護老人福祉施設(広域型特別養護老人ホーム)」に併設する「老人短期入所施設(ショートステイ)」から転換する形態により実施し、事業実施辞退があったため、居住地域に制限のない特別養護老人ホームの整備を進めた。 <p>【②今後の取組方針:短期入所施設から特養への転換の着実な推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現計画の目標値に対し、13床不足していることから、現計画期間内は、事業者へ転換意向を再度確認し、計画的に整備を進める。 	
92	老人福祉施設小規模整備費補助金	II-5	高齢期の生活の充実		老人福祉施設の整備促進	市内で老人福祉施設を運営する社会福祉法人	自然災害等で被災した老人福祉施設に係る小規模整備費の一部助成	計画どおり	0	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助制度の適切な運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助の対象とならない少額の施設整備について、社会福祉法人を対象に災害発生時の対応のみ補助する事業であり、実績が無かった。 <p>【②今後の取組方針:災害復旧支援制度の継続及び強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後、施設入所者等の利用環境の維持や事業運営の安定化のためには、様々な主体が運営する老人福祉施設の速やかな復旧に係る支援体制の確保が必要であることから、本市の関連補助事業との整合性を図りながら、当該補助交付要件等の課題見直し作業を進め、補助事業を継続する。 	改善
93	認知症総合支援事業	II-5	高齢期の生活の充実	好循環P 戦略事業	医療・介護・福祉が連携した認知症ケア体制の充実	医療・介護従事者、市民(認知症の疑いのある方など)	・医療や介護が緊密に連携した切れ目のないケア体制の充実 ・認知症の早期発見や相談支援の推進	計画どおり	7,009	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):認知症の本人・家族に対する相談機会の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月から医療機関が運営する新たな認知症サロンを2箇所設置し、市内4カ所から6カ所に拡充を図った。専門職の講話や子ども向けの学習教室など各サロンが特色を生かしたイベント等を開催しながら、地域住民への積極的な事業周知に取り組んだことにより、着実に利用者が増加している。 ・また、もの忘れ相談会においては、地域別データ分析で認知症リスクの高い傾向があった地域での開催を継続し、認知症の本人の不安や家族の悩みなど、それぞれの地域における幅広い相談ニーズに応じることができた。 ・認知症の人やその家族が地域の中で自分らしい生活を送れるよう、引き続き、地域における相談機会の充実や、身近なところで集まれ、交流できる場の充実に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:認知症サロンの周知及び多様な相談機会の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの認知症に不安を抱える本人・家族が気軽に相談できるよう、もの忘れ相談会の開催地域や開催方法を工夫するなど、多様な相談機会の提供に取り組んでいく。 ・認知症サロンを運営する認知症の人と家族の会、白澤病院、JCHOうつのみや病院との連携を図り、イベント等を活用し、認知症サロンについて市民へ広く周知を図るなど、交流の場、相談機会の提供に取り組んでいく。 	
94	認知症周知啓発事業	II-5	高齢期の生活の充実	好循環P 戦略事業	認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進	市民(認知症の本人や家族を含む)	市民一人ひとりが認知症に対する理解を深めるための周知啓発	計画どおり	843	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):認知症の方を支える地域づくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター(認知症の方を温かく見守る応援者)については、認知症サロンで受講者を募り養成講座を開催するなど、企業、団体等に所属していない方も受講することができるようになり、着実にサポーター数を増やした。 ・認知症パートナー(具体的な支援活動の実践者)については、家族の会のイベントにおける認知症の方の補助や、認知症サロンにおけるボランティア活動へのマッチングなど、地域での支援活動につなげた。 ・地域共生社会の構築に向け、認知症パートナー等がそれぞれの立場で認知症の方を支えることができる地域づくりの推進が図られるよう、認知症パートナーについては、介護施設等と連携した活動先の確保やデジタルを活用した活動情報の発信の充実を図るなど、活動の活発化に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:認知症の方を地域で支える支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症パートナー等が介護施設や地域住民と協力して認知症の方に寄り添った支援を行うことができるよう、LINEWORKSを活用した活動情報の発信を行うとともに、介護施設等に対して認知症パートナーの受入れに関する意向調査を実施し、活動先の拡充を図る。また、認知症パートナーが、はいかい模擬訓練等において、活躍する仕組み、地域とつながる仕組みを整備する。 ・認知症パートナー養成講座について、認知症パートナーが地域における活動者として十分な知識、技術を習得することができるよう、フォローアップや内容の充実に取り組んでいく。 	拡大

NO.	事業名	政策の柱 政策	施策名	好循環P 戦略事業 SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
95	認知症事故救済制度	II-5	高齢期の生活の充実	好循環P 戦略事業	認知症が原因の事故 に対する市民の経済 的負担の低減	市民(認知症の本人 や家族を含む)	認知症を原因とする事故 の損害の補償に係る保険 制度	計画 どおり	10,696	R5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):認知症事故救済制度の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症事故救済制度については、保険制度に自動加入となる、本市から要介護認定を受けており、一定の要件(日常生活自立度Ⅰ以上かつ寝たきり度Ⅱ以下)に該当する方を適切に把握し、加入通知を送送するなど事業を継続的に実施した。 事業内容については、保険加入者となる認知症の方やその家族への理解促進を図るとともに、事故の相手方には誰もがなりえることから、広く市民への事業の周知にも取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:認知症事故救済制度の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症が原因で生じる事故等に対する本人・家族の負担や不安を軽減するため、認知症関連イベントや出前講座、地域、関係団体の各種会議など、様々な機会を捉えて積極的な周知に取り組みながら、引き続き事業を実施していく。 	
96	軽費老人ホーム利用料補助金	II-5	高齢期の生活の充実		高齢者の多様な住ま いの支援	軽費老人ホーム(ケ アハウス)を設置・運 営する社会福祉法 人	軽費老人ホーム入所者の 負担軽減を図るため利用 料の一部を社会福祉法 人に対して補助	計画 どおり	212,404	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):低所得高齢者等の負担軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽費老人ホームの運営法人に対して、入所者の利用料の補助を実施することにより、主に低所得の高齢者等の負担の軽減を図ったところであり、高齢者の安定的な居住場所の確保に向け、継続的な事業実施が必要である。 <p>【②今後の取組方針:低所得高齢者等の負担軽減補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等が安心して自立した生活ができる居住を確保するため、引き続き、事業を実施し、低所得の高齢者等の負担の軽減を図っていく。 	
97	老人福祉施設産休等代替職員雇用 費補助金	II-5	高齢期の生活の充実		介護を担う人材の支 援	当該補助事業の対 象となる軽費老人 ホーム(4施設)	老人福祉施設における産 休等代替職員の雇用費を 助成	計画 どおり	0	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)老人福祉施設への事業周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設が適切に補助金を活用できるよう、対象施設へ電話連絡するなど、事業の周知とともに利用を促したが実績は無かった。必要に応じて活用されるよう、引き続き、施設に対して事業の周知や声かけ等を行っていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:補助制度の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設における適正なサービスの維持や労働環境の充実等を図るため、事業を継続し、対象施設への働きかけを行っていく。 	
98	はいかい高齢者等家族支援事業 (地域セーフティネットの構築)	II-5	高齢期の生活の充実	好循環P 戦略事業	地域での支援体制の 充実	市民(認知症の本人 や家族を含む)	地域安心サポート事業を 用いた地域での支援体制 の充実	計画 どおり	736	R5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):認知症の方を支える地域づくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活安心サポート事業として、認知症の方が行方不明となった際に、地域住民の協力により、早期発見につなげることができるよう、声掛けや手助けの目印となる「見守りグッズ」やスマホアプリを活用して、検索依頼・検索協力が行える「検索支援アプリ」について、認知症の本人・家族や地域住民に対して幅広く周知に取り組んだほか、地域が主体となってはいかい模擬訓練に取り組む仕組みを整備するため「認知症はいかい模擬訓練WG」を立ち上げ、マニュアル作成に向けた検討などを実施した。 認知症の方を支える地域づくりの推進が図れるよう、より多くの市民に対し事業の理解促進に取り組み、特に「検索支援アプリ」は、行方不明時に検索協力してくれる多くの協力者が必要であることから、協力者の登録者数を増やしていく必要があるほか、地域が主体となってはいかい模擬訓練を実施できるよう、マニュアルを完成し、地域へ開催に向けた支援を行っていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:認知症の方を支える支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の関係者のつながりづくりや支え合いの意識醸成が図れるよう、はいかい模擬訓練WGを通して、各関係者からの意見をもらい、実践的なマニュアルを作成し、地域に対してマニュアルを用いた訓練の実施を支援するとともに、地域生活安心サポート事業については、検索協力者の確保のため、様々な機会を捉えて各地域に対し、「見守りグッズ」や「検索支援アプリ」を活用した事業の説明などを行い、引き続き、事業の周知に取り組む。 	拡大
99	在宅医療・介護連携推進事業	II-5	高齢期の生活の充実	好循環P 戦略事業	医療・介護・福祉が連 携した地域療養支援 体制の推進	医療・介護従事者、 市民	在宅療養を担う多職種が 連携する仕組みづくりや 医療・介護従事者の資質 向上に向けた研修の実 施、在宅療養に関する市 民への普及啓発	計画 どおり	23,928	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):多職種連携の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療・介護連携支援ステーションが開催する「ブロック連携会議」において、新たに歯科医師や薬剤師等が参画するなど、更なる多職種の顔の見える関係を構築するとともに、8050問題などの複雑化・複合化した支援ニーズへの対応を多機関で検討するなど、連携強化に取り組んだ。 人生の最終段階におけるケアのあり方や在宅での看取りについて、医療・介護従事者の理解が深まるよう、「施設看取り」をテーマとした研修を開催し、医療・介護従事者に対しても看取り等への認識を深める機会の提供等に取り組むとともに、市民に対しては、出前講座の実施をはじめ、医療や介護などの関係団体が参画する地域包括ケア推進会議において作成した啓発用パンフレットの配布等に取り組んだ。 引き続き、多様な支援ニーズへの対応に向けた多職種の連携体制の強化や市民の在宅看取り等への理解促進に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:在宅医療の理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ブロック連携会議やネットワーク研修を活用し、医療・介護従事者等の顔の見える連携体制の維持・強化を図るとともに、医療・介護従事者のニーズが高いテーマを把握し、研修会の開催等に取り組む。 市民へ在宅医療等の周知・啓発を効果的に行うため、地域包括ケア推進会議において意見交換しながら、看取りなど7種ある在宅療養パンフレットの記載内容の見直しや配布方法の検討に取り組む。 	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
100	訪問看護ステーション設置促進事業	Ⅱ-5	高齢期の生活の充実		訪問看護ステーションの設置促進	訪問看護事業者(市内に所在し、指定を受けてから1年以内、常勤換算方法で5人以上の看護職員等の員数を配置)	訪問看護ステーションの運営費の一部を補助	計画どおり	1,614	H30		【①昨年度の評価(成果や課題):対象事業者への補助の実施】 ・訪問看護ステーションの数は、本市の介護保険事業計画における目標(令和5年度末:42箇所)を達成し、一定の事業所数(令和5年度末:59箇所)を確保したことから、補助金の新規受付は令和5年度で廃止し、令和6年度に交付を完了したため、本事業は終了とする。	廃止・終了
101	ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワーク事業	Ⅱ-5	高齢期の生活の充実		地域の見守りと支援体制の充実	概ね70歳以上のひとり暮らし高齢者等	・地域による見守り ・地域包括支援センターによる安否確認	計画どおり	ケア会議 2,580 安否確認 578	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):ひとり暮らし高齢者調査と見守りの実施】 ・ひとり暮らし高齢者を把握するための調査について、3年に1度の悉皆調査(全数調査)を民生委員による訪問調査により実施した。得られた情報は民生委員や地域包括支援センターと情報共有し、見守りや安否確認につなげることができた。また、見守りが必要な方に対しては、地域ケア会議(見守り活動会議)において見守り体制等について話し合い、地域による見守りや地域包括支援センターによる安否確認を実施したことにより、支援体制の充実が図られた。 ・訪問調査は例年7月～9月に行っているが、昨今の気候状況を考慮し、実施時期について検討することが必要である。 【②今後の取組方針:見守り対象者の把握と地域による見守りの継続実施】 ・民生委員の負担軽減を図るため、調査時期の見直しを行い、引き続き、民生委員や地域包括支援センターと連携し、見守り対象者の把握に努めるとともに、見守りが必要な方に対する安否確認を実施する。	
102	成年後見制度利用支援事業(高齢者)	Ⅱ-5	高齢期の生活の充実		権利擁護支援の充実	認知症等により判断能力が十分でない高齢者、もしくは親族等	成年後見制度の利用に向けた支援	計画どおり	9,595	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):成年後見制度の利用に向けた支援、成年後見制度利用支援事業の運用の見直し】 ・地域包括支援センターによる地域ケア個別会議において成年後見制度の利用につなぐとともに、市長申立審査会を2か月に1回の頻度で開催し、迅速な申立てを実施することで、高齢者の権利擁護が図られた。 ・認知症高齢者等の増加により、制度の担い手確保が課題となる中で、専門職(後見人、監督人)が適切な報酬を得ることができる持続可能な制度となるよう、成年後見制度利用支援事業の対象者に、広く低所得者を含めるとともに、市長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び後見監督人等が選任される場合の報酬を含めた見直しを行った。 【②今後の取組方針:成年後見制度の利用に向けた支援の継続実施】 ・成年後見制度を必要とする方が適切に制度を利用できるよう、引き続き、地域包括支援センターによる地域ケア個別会議において成年後見制度の利用につなぐとともに、市長申立審査会の適時適切な開催や、申立費用や後見人報酬の助成の円滑な執行に取り組む。	
103	成年後見制度利用促進事業	Ⅱ-5	高齢期の生活の充実		権利擁護支援の充実	認知症等により判断能力が十分でない高齢者や障がい者、もしくは親族等	成年後見制度の利用に向けた支援及び周知・啓発	計画どおり	23,015	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):中核機関による権利擁護支援の実施、市民後見人養成研修の実施】 ・令和5年10月に開設した「宇都宮市成年後見支援センター(中核機関)」において、専門職(弁護士・司法書士)による支援者向け相談会の開催や一次相談機関等が成年後見制度の利用に関する判断を適切かつ円滑に行えるよう、法律・福祉等の専門職と連携して個別ケースの検討を行う「ケース検討定例会議」を開催し、市民の権利擁護に関する支援を行った。 ・成年後見制度の円滑な運用に当たり、法律・福祉、医療、金融等の関係機関との連携強化を図るため、「成年後見制度利用促進協議会」を開催し、地域連携ネットワークの構築に取り組んだ。 ・市民後見人養成研修(実践研修)、現場実習を実施し、研修修了者に対して、市民後見活動の意向を確認した上で、市民後見人候補者名簿の登録基準を満たす者17名を当該名簿に登録を行った。 ・名簿登録者に対して、必要な知識・技術を維持し、市民後見人として実際に活動できるよう、継続的に支援する必要がある。 【②今後の取組方針:中核機関による権利擁護支援の継続実施、市民後見人候補者への支援の実施】 ・中核機関において、専門職(弁護士・司法書士)による支援者向け相談会の開催や一次相談機関等が成年後見制度の利用に関する判断を適切かつ円滑に行えるよう、引き続き、法律・福祉等の専門職と連携して個別ケースの検討を行う「ケース検討定例会議」を開催し、市民の権利擁護に関する支援を行っていく。 ・市民後見人の受任に向けて、フォローアップ研修を行うなど、名簿登録者の活躍の場・機会を確保する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
104	高齢者虐待防止事業	II-5	高齢期の生活の充実		在宅高齢者への虐待防止対策の強化	高齢者、養護者等	・高齢者虐待防止のための周知・啓発 ・虐待を受けている高齢者への支援	計画 どおり	95	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):高齢者虐待防止マニュアルの周知と関係機関との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待に対して迅速かつ適切な支援が行えるよう、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援マニュアル」や「高齢者虐待対応の手引き」を参考に、地域包括支援センター職員に対して研修を実施したことにより、虐待防止事業の理解促進や関係機関との連携強化につながった。 ・高齢者虐待の通報を受けた場合は、事実の確認を行い必要時の施設入所につなげるなど迅速に対応するとともに、虐待を受けた高齢者や養護者の支援を行った。 <p>【②今後の取組方針:高齢者虐待防止の啓発と迅速な支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の高齢者虐待防止対応マニュアルの改訂を踏まえ、市高齢者虐待防止マニュアルの改訂を行い、高齢者虐待に対する迅速かつ適切な対応、虐待防止に関する体制整備の充実及び取組等の一層の推進を図る。 ・在宅高齢者への虐待の防止や迅速な対応を図るため、高齢者虐待の身近な相談窓口である地域包括支援センター職員を対象に研修会を開催するとともに、虐待・DV連携対策会議や民生委員児童委員協議会の地区定例会等を活用し、高齢者の虐待防止のための連携強化に努める。 ・また、高齢者虐待の通報を受けた場合は、事実の確認を行い必要時の施設入所につなげるなど迅速に対応するとともに、虐待を受けた高齢者や養護者の支援を行う。 	
105	高齢者用住宅生活援助員派遣事業	II-5	高齢期の生活の充実		高齢者の多様な住まいの支援	自立した生活が不安な60歳以上の高齢者	高齢者用住宅への生活援助員の派遣	計画 どおり	19,710	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):高齢者用住宅生活援助員派遣事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者用住宅に生活援助員を派遣し、定期的な安否確認等を行ったことにより、自立した生活が不安な高齢者の在宅生活支援につながった。 <p>【②今後の取組方針:高齢者用住宅生活援助員派遣事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の在宅生活支援のため、引き続き、申込窓口である住宅政策課等と連携し、生活援助員の派遣等を行っていく。 	
106	食の自立支援事業(配食サービス)	II-5	高齢期の生活の充実		高齢者の食生活の改善	食生活の改善が必要な65歳以上の高齢者	配食サービス(訪問による見守り及び食事サービスの提供)を通じた食生活の改善	計画 どおり	20,455	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):食の自立支援事業の周知と実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者への事前アセスメント(サービスの必要性を判断するための課題把握等)十分行った上で、食に係るサービスの利用調整を図るとともに、要支援1,2の対象者に対しては、ケアプランを作成した上で、訪問介護や通所介護などのサービス等と配食サービスを組み合わせることにより、高齢者の食生活の改善が図られた。 <p>【②今後の取組方針:食の自立支援事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の食生活の改善のため、引き続き、事業の周知を図るとともに、地域包括支援センターや事業者等の関係機関と連携し、事業を実施していく。 	
107	高齢者短期宿泊事業	II-5	高齢期の生活の充実		短期宿泊による在宅生活の支援	一時的に家族の援助を受けることが困難な65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者	短期宿泊による在宅生活の支援	計画 どおり	2,596	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):高齢者短期宿泊事業の周知と実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けた高齢者や一時的に家族の見守りを受けることが困難な高齢者等の短期宿泊施設への入所を支援することにより、生活の場の確保につなげることができた。 ・短期宿泊事業は、2箇所の施設に委託しているが、利用料・送迎料ともに委託料を介護保険の報酬単価に合わせ増額し、運営支援を行った。 <p>【②今後の取組方針:高齢者短期宿泊事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、一時的に在宅生活が困難な高齢者を把握した際は、地域包括支援センターや民生委員と連携し、短期宿泊を円滑に利用できるような支援を行う。 	
108	一般介護予防事業	II-5	高齢期の生活の充実		高齢者の健康づくりの充実	65歳以上の高齢者	・介護予防教室(はつらつ教室)の開催 ・自主グループの支援 ・プロスポーツチーム(栃木SC、宇都宮プリツェン、宇都宮ブレックス)と連携した「いきいき健康教室」の開催 ・リハビリテーション専門職の派遣	計画 どおり	30,208	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):介護予防の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室において、オンラインによる介護予防教室を、全市域を対象に実施するとともに、介護予防教室における地域包括支援センターの役割として、フォローアップ教室を実施したことで、教室終了後に参加者の意向確認及び通いの場への参加を促すことができた。また、教室開始前後に体力測定を実施し、測定結果を参加者へフィードバックすることで継続的な活動の必要性を周知するとともに、自主グループ活動の実態を把握し、市ホームページ等を活用し市民へ周知した。 ・地域包括支援センターが支援する自主グループに対し、栄養士・歯科衛生士・リハビリテーション専門職を派遣することで、自主グループの活動の充実や活性化に繋げることができた。 ・通所型サービスCについて、令和7年度からの実施に向け、リハビリテーション専門職がいる介護サービス提供事業所等で実施し利用者に合った、より専門性の高い適切な支援を提供することで、利用者の意欲向上や、自立支援・重度化防止を図ることができるよう、見直しを行った。 <p>【②今後の取組方針:地域における介護予防事業の取組強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室等への男性や前期高齢者の参加拡大を図るため、引き続き、オンラインによる介護予防教室を継続開催するとともに、市ホームページやSNSでの周知、「宮デジサポーター」との連携などにより参加者拡大を図る。 ・介護予防教室(はつらつ教室)の中で、地域包括支援センター職員によるフレイル予防の講話を地域別データも考慮し実施することで一体化事業の充実を図る。 ・通所型サービスCについて、見直しを行ったことから、介護サービス提供事業所等において、支援が必要な利用者が適切な支援が受けられるよう、提供事業者と連携を図りながら、円滑な事業実施に取り組んでいく。 	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
109	地域包括支援センター運営事業	Ⅱ-5	高齢期の生活の充実		高齢者の相談支援の充実	65歳以上の高齢者とその家族	・各種相談への対応と相談内容に応じた支援 ・地域のネットワーク構築に向け、地域課題の把握や解決を目的とした地域ケア会議の開催	計画 どおり	660,947	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域包括支援センターの運営体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の困難事例への早期対応支援や地域包括支援センター間の総合調整など、地域包括支援センターへの後方支援を実施し、センター間で情報共有、共通認識ができるよう、国の示す地域包括支援センター業務の事業評価や、好事例検討などについて担当者会議を活用し、共通理解を図った。また、センターが担う支援サービスがより充実し、効果的に提供されるよう、タブレット端末を各センターに配備し、市民サービスの向上、センター職員の業務効率化・負担軽減を図った。 ・保健と福祉のまるごと相談「エールU」において、複雑化・複合化した課題に対して、他分野にまたがる支援機関のネットワークを活用し円滑に対応できるよう、研修、担当者会議、センター長会議で現状報告やセンターからの意見の吸い上げを実施し、センター職員の対応力の向上を図った。 ・保健と福祉のまるごと相談窓口としての相談機能の充実を図るため、リモート相談への対応、スマート窓口での福祉サービス等の申請支援するとともに、センター職員の業務負担軽減のためにデジタル技術を活用したセンターの機能強化を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針:地域包括支援センターの運営体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健と福祉のまるごと相談窓口として、引き続き、他分野の支援機関ネットワークを活用し円滑に対応できるよう、事例研修や職種別研修等を実施し、センター職員の対応力の向上を図る。 ・地域包括支援センターが担う支援サービスがより効果的に提供されるよう、タブレット端末を活用した担当者会議を開催し、好事例や電子申請共通システム等の活用などを共有する等により、市民サービスの向上、センターの業務効率化を図る。 	
110	高齢者等ホームサポート事業	Ⅱ-5	高齢期の生活の充実		高齢者等の在宅における自立支援	生活保護・所得税非課税世帯で、介護保険の認定を受けている65歳以上の高齢者、障がい者及びこれに準ずる者で構成される世帯の当該高齢者等	軽易な日常生活の支援を通常の1割の料金で提供	計画 どおり	12,546	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業周知と適正なサービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページにおいて事業の周知を行いながら、受託者であるシルバー人材センターや地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターと連携を図り、適正にサービスを提供することで、在宅高齢者の自立支援が図られた。 <p>【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者の自立支援のため、引き続き、受託者等と連携を図りながら、事業の周知を実施するとともに、支援が必要な高齢者に対して適正なサービスを提供していく。 	
111	高齢者無料入浴券交付事業	Ⅱ-5	高齢期の生活の充実		高齢者の保健衛生と健康保持	自宅に入浴施設がない70歳以上の高齢者	無料入浴券の交付(年間最高60枚)	計画 どおり	760	S50		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業周知と適正なサービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施公衆浴場や広報紙による事業周知を行いながら、自宅に入浴設備がない高齢者へ入浴券を交付したことにより、高齢者の保健衛生と健康保持が図られた。 ・現在、実施公衆浴場が一か所のみとなり、利用できる高齢者も限られていることから、無料送迎もあり、無料で入浴できる老人福祉センターの有効利用を促す必要がある。 <p>【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の保健衛生と健康保持のため、引き続き、実施公衆浴場等との連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。 ・自宅に入浴施設のない高齢者に、老人福祉センターの入浴施設を活用して貰えるよう、指定管理者と連携し、周知に取り組んでいく。 	
112	福祉入浴援助事業補助	Ⅱ-5	高齢期の生活の充実		高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大	概ね65歳以上の虚弱な高齢者等に対し、福祉入浴を実施する公衆浴場経営者	福祉入浴援助事業を行う公衆浴場経営者への運営費の補助	計画 どおり	1,080	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施公衆浴場の運営費を補助したことにより、高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大につながった。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大を図るため、引き続き、実施公衆浴場へ運営費を補助していく。 	
113	緊急通報システム	Ⅱ-5	高齢期の生活の充実		高齢者の緊急時の対応と通常時の健康相談等の提供	在宅の概ね65歳以上の虚弱なひとり暮らし等高齢者等	緊急通報装置を設置し、緊急時には消防への通報を行うとともに、日常時は健康相談・安否確認等を行う。	計画 どおり	9,142	H元		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適正なサービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報装置を設置することにより、ひとり暮らし高齢者等に対する緊急時の対応や日常的な相談、定期的な状況確認につながった。 <p>【②今後の取組方針:適正なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も増加が見込まれる、ひとり暮らし等高齢者の安全確保を図るため、引き続き、緊急通報装置を設置していく。 	
114	日常生活用具給付貸与事業	Ⅱ-5	高齢期の生活の充実		高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	概ね65歳以上の在宅の高齢者(所得制限又は自己負担あり)	日常生活用具(火災警報器、自動消火器、電磁調理器、老人用電話、シルバーカー、補聴器)の給付・貸与	計画 どおり	1,751	S47		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業周知と適正なサービス提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターやケアマネージャー等と連携を図りながら事業の周知や日常生活用具の給付等を行うことにより、在宅高齢者の日常生活の充実につながった。 ・補聴器については、交付要件となる聴力基準の見直しやチェックリスト付きチラシを新たに作成するなど事業の充実を図ることができた。 ・令和6年度に統一的な専門医意見書の様式を作成したところであり、利用促進に向け医師に対し周知啓発を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者が安心して自立した生活が送れるよう、引き続き、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら、令和6年度に見直した聴力基準や新たに作成した周知チラシを活用して制度の積極的な周知を図り、聞こえに不安があり補聴器が必要な高齢者に適切なサービスを提供していく。 	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
115	はり・きゅう・マッサージ施術料の助成事業	Ⅱ-5	高齢期の生活の充実		高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	70歳以上の高齢者等	年間最高18枚のはり・きゅう・マッサージ施術料助成券(1枚千円)を交付	計画どおり	59,279	H2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業周知と適正なサービス提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者と連携を図り、事業周知や助成券を交付することで、高齢者の健康で自立した生活の充実につながった。 ・紙で管理している助成券の集計作業の効率化を図るため導入したRPAを活用し、請求から支払いまでの期間短縮を実現した。 <p>【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、引き続き、事業者と連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。 	
116	高齢者住宅改造補助	Ⅱ-5	高齢期の生活の充実		高齢者の多様な住まいの支援	介護保険の認定を受けている65歳以上の高齢者のいる世帯(所得制限有)	高齢者の日常生活を容易にするための既存住宅の改良工事等経費に対する一部補助	計画どおり	14,602	H6		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):他事業との連携と適正なサービス提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス(住宅改修費支給)を補完しながら適正なサービスを提供したことにより、高齢者の在宅での自立した生活の充実につながった。 <p>【②今後の取組方針:他事業との連携と適正なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる高齢者が住みなれた住宅で自立した生活が継続できるよう、引き続き、介護保険サービス(住宅改修費支給)を補完しながらサービスを提供していく。 	
117	介護慰労金支給事業	Ⅱ-5	高齢期の生活の充実		介護者への支援	65歳以上の介護保険の要介護4・5の認定を受けた高齢者を在宅で日常的に介護している家族	介護慰労金(年額12万円)の給付	計画どおり	960	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業の適切な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の介護が必要な高齢者を日常的に介護している家族等の負担軽減につながるよう、関係各課と連携を図りながら、円滑な事業実施に努めた。 <p>【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の適切な利用につながるよう、引き続き、周知啓発を図りながら、在宅の介護が必要な高齢者を日常的に介護している家族等を支援していく。 	
118	はいかい高齢者等家族支援事業補助金	Ⅱ-5	高齢期の生活の充実		介護者への支援	はいかい高齢者等の介護者	はいかい高齢者検索システムの利用に対し、登録料及び利用料の一部を助成	計画どおり	234	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業周知と適正なサービス提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はいかいする高齢者等を介護する家族等の負担軽減につながるよう、サービス提供事業者と連携を図りながら、円滑な事業実施に努めた。 <p>【②今後の取組方針:認知症事故救済事業との相乗効果の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症事故救済事業との相乗効果により、本事業をより広く周知することにより、更なる利用促進に努めていく。 	
119	高齢者外出支援事業	Ⅱ-5	高齢期の生活の充実	好循環P SDGs	高齢者の外出支援の充実	年度内に70歳以上になる高齢者	年度につき1回、自己負担なしで、バスや地域内交通の乗車に使用できる10,000円分のポイントを1Cカードに付与、または10,000円相当分の地域内交通等の乗車券を交付	計画どおり	171,476	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業の拡充と交通系ICカードを活用した事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の窓口混雑の緩和を図るため、関係課協議を実施し、受付時期の変更を実施するとともに、経過措置として、残存ポイントの期限延長を行い、受付期間の分散化と市民の利便性の向上を図った。 ・今後の福祉ポイントのタクシーへの利用拡大に向け、高齢者でも利用可能な新たな決済手段等を調査・検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:交通系ICカードを活用した事業の実施と検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の充実と合わせ、交通系ICカードを活用した外出支援事業のPRに努め、高齢者の更なる外出の促進につなげるため、福祉ポイントのタクシーへの利用拡大に向けた決済手段等の検討を進めるとともに、利用者のニーズ把握に努めていく。 	
120	みやシニア活動センター事業	Ⅱ-5	高齢期の生活の充実		高齢者のニーズに応じたライフスタイルづくりを支援	シニア世代(おおむね50歳以上の市民)	総合相談、企画事業(定期講座・講演会等)、ネットワーク会議等の実施	計画どおり	1,544	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):各種講座や相談事業の実施によるシニア世代の活躍支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフプラン支援講座や地域デビュー講座等の開催や、キャリアコンサルタントによる相談事業等を開催するなど、豊富な知識や経験を持つシニア世代がまちづくりや地域福祉において活躍できるよう支援した。 ・中央部(総合福祉センター)を中心とした事業展開により、センター活動が、一部の利用者に偏っていることから、広く高齢者の活動を促す必要がある。 <p>【②今後の取組方針:老人福祉センターとの連携によるセンター事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との意見交換の場であるネットワーク会議を開催するなど、ハローワーク等の関係機関・団体等との連携を維持し、シニア世代の一時的相談機関として、幅広い利用者のニーズにも対応できるよう取り組む。 ・これまで、中央部で展開してきたみやシニア活動センター事業を元気な高齢者が多く集まる老人福祉センターで試験的に実施し、センター機能の分散化を図る。 	
121	高齢者等地域活動支援ポイント事業	Ⅱ-5	高齢期の生活の充実		高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくり	60歳以上の高齢者	高齢者等が取り組む「地域貢献活動」や「健康づくり活動」に対しポイントを付与し、貯めたポイントを介護保険料の納付や図書カード等の活動奨励物品などと交換する。	計画どおり	24,338	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):活動促進を図るための団体登録要件の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり活動の団体登録要件について、地域包括センターの区域を基本としつつ、より柔軟な活動を促すため、区域外の高齢者の参加が可能となるよう見直しを図った。 ・ポイントを管路管理する台帳(紙)について、登録団体へのアンケート結果から、従来のやり方(紙)でのニーズが高いため、引き続きニーズの把握に努める。 <p>【②今後の取組方針:将来的なアプリ導入に向けた準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、広報紙等により事業のPRを行い、高齢者の地域貢献活動や健康づくり活動の図るとともに、アプリを活用したポイント管理など利便性の向上に向け、市民ニーズの把握に努めながら検討を行う。 	
122	シルバー人材センター運営費補助金	Ⅱ-5	高齢期の生活の充実		高齢者の就労支援の充実	公益社団法人宇都宮市シルバー人材センター(対象:概ね60歳以上での健康で働く意欲のある高齢者)	公益社団法人シルバー人材センターへの運営費の補助、活動場所の提供、業務委託	計画どおり	36,835	S55		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):高齢者の就労支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターに対する運営費の補助により、経営基盤の安定化に寄与し、働く意欲のある高齢者の就労支援の充実につながった。 <p>【②今後の取組方針:団体に対する補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の就労支援の充実のため、シルバー人材センターが引き続き、効果的・効率的な運営ができるよう、支援を行っていく。 	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
123	長寿祝記念品贈呈事業	II-5	高齢期の生活の充実		高齢者への長寿祝いと高齢者福祉の理解促進	満80歳、90歳、100歳到達者、市内最高齢者	・対象者への敬老祝金の支給 ・対象者への祝詞及び記念品の贈呈	計画どおり	120,255	H10		【①昨年度の評価(成果や課題):敬老事業見直しの検討】 ・対象者に対し、円滑に事業を実施することができた。 【②今後の取組方針:敬老事業のあり方の検討】 ・高齢者の長寿祝いに相応しい事業とするため、引き続き、市民ニーズを把握しながら敬老事業のあり方についての検討を継続していく。	
124	敬老会開催共催負担金	II-5	高齢期の生活の充実		高齢者への長寿祝いと高齢者福祉の理解促進	地区社会福祉協議会(対象:75歳以上高齢者)	各地区での敬老会の開催支援、開催負担金の交付	計画どおり	121,083	S57		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な敬老会の実施及び実施内容の見直し】 ・一部の地区においては式典やイベント等が復活し、地域より式典やイベントについて、多くの意見が寄せられたところであり、敬老会の運用方法などについて課題の整理に取り組んだ。 ・敬老会の趣旨の周知徹底と今後の敬老会のあり方について整理し、地区の担い手の負担軽減を図る必要がある。 【②今後の取組方針:開催負担金のあり方に関する検討】 ・昨年12月に実施したアンケート調査を踏まえ、改めて実施内容の周知徹底を図るとともに、今後の敬老会共催負担金のあり方について整理し、制度の見直しを図る。	
125	生きがいづくり推進事業派遣事業補助金	II-5	高齢期の生活の充実		高齢者の生きがいづくりの促進	ねんりんピック(参加資格60歳以上)に出場する本市の栃木県代表選手	出場に係る費用の一部を補助	計画どおり	195	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):出場推進を目的とした補助金の支給】 ・ねんりんピック出場後、迅速に補助金の申請手続きの案内を送付し、補助金の給付を速やかに行うことができた。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・高齢者の生きがいづくりを促進するため、引き続き出場に係る費用の一部を補助することにより、ねんりんピック出場の機運を高めていく。	
126	老人クラブ活動費助成事業	II-5	高齢期の生活の充実		交流の場や交流機会の提供	単位老人クラブ(対象:60歳以上の高齢者)	活動費への補助金の交付	計画どおり	11,398	S39		【①昨年度の評価(成果や課題):クラブの活動継続支援】 ・小規模老人クラブを始めとする既存クラブが、地域貢献や生きがいづくりなどに取り組んでいけるよう、補助事業を通じ、活動支援を図った。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、活動が低調になり、定年延長等の影響による会員の減少や役員の担い手不足によるクラブ解散が増加傾向であるが、美化活動等を通じた地域貢献や、会員相互の交流による生きがいづくりに取り組んでおり、地域社会を支える重要な役割を担っていることから、引き続き、活動への支援に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:宇都宮市老人クラブ連合会と連携した活動継続支援の実施】 ・小規模老人クラブを始めとする既存クラブが、今後も地域貢献や生きがいづくりなどに取り組んでいけるよう、引き続き宇都宮市老人クラブ連合会と連携し、事務手続きの軽減など活動継続に向けた支援を行っていく。	
127	老人クラブ運営費助成事業	II-5	高齢期の生活の充実		交流の場や交流機会の提供	宇都宮市老人クラブ連合会(対象:60歳以上の高齢者)	宇都宮市老人クラブ連合会への運営費の補助	計画どおり	3,624	S59		【①昨年度の評価(成果や課題):単位老人クラブへの育成支援の充実】 ・単位老人クラブへの育成支援を行う宇都宮市老人クラブ連合会に対して運営費の助成を行うことで、単位老人クラブ活動の充実強化や事務負担の軽減が図られており、本市全域における高齢者の生きがい・健康づくりにつながっている。 【②今後の取組方針:老人クラブ連合会に対する補助の継続実施】 ・高齢者の交流の場や交流機会を提供するため、宇都宮市老人クラブ連合会がより一層、効果的・効率的に運営できるよう、引き続き、支援・指導を継続して行っていく。	
128	紙おむつ購入費支給事業	II-5	高齢期の生活の充実		・介護サービスの充実 ・介護サービス利用者の負担の軽減	在宅で要介護1以上の認定を受けた紙おむつ利用者	・利用者の申請に基づき、5,500円/月を限度に紙おむつ購入費の9割、8割または7割を支給 ・支給方法:紙おむつ宅配(受領委任払い)及び償還払い	計画どおり	212,010	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):介護サービス利用者の負担軽減】 ・紙おむつ購入費の支給件数が増加するなど、介護サービス利用者の負担軽減を図ることができた。 【②今後の取組方針:事業の推進】 ・在宅の要介護者の負担軽減を図るため、引き続き、広報紙等により周知を図りながら事業を実施していく。	
129	低所得者利用者負担対策事業(扶助費)	II-5	高齢期の生活の充実		介護サービス利用者の負担の軽減	介護保険サービスの利用者負担軽減制度を適用する社会福祉法人	社会福祉法人利用者負担軽減額の一部助成	計画どおり	1,031	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):低所得者の利用者負担軽減】 ・介護サービスの利用者負担の軽減を行った社会福祉法人への助成により、低所得者に対する利用者負担の軽減を図ることができた。 【②今後の取組方針:事業の推進】 ・引き続き、低所得者が必要な介護サービスを利用することができるよう、市民に周知を図るとともに、未実施である社会福祉法人に対する事業実施の勧奨を行っていく。	
130	介護予防・生活支援サービス事業	II-5	高齢期の生活の充実		要支援者等に対する支援の充実	・生活支援の担い手として社会参加する市民 ・要支援1・2の認定者等	地域の多様な主体による生活支援を確保	計画どおり	1,356,121	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):事業の周知と担い手の養成】 ・要支援者等の自立支援・重度化防止に向けて、地域包括支援センター等を対象とした研修会を開催し、事業の目的や各サービスの内容、特徴、制度改正への対応等を周知するほか、「介護予防・生活支援サービス従事者養成研修」の開催に当たっては、平日以外のコースを新たに設定するなどにより、多くの方が受講し、サービスA(基準緩和型)やサービスB(住民主体型)の担い手の養成を図ることができた。 【②今後の取組方針:多様なサービスの提供体制の維持・充実】 ・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に対して、引き続き、研修会等の機会を通じて、利用促進に向けた事業説明を行うほか、「介護予防・生活支援サービス従事者養成研修」を開催し、介護人材の確保を図るなど、多様なサービスの提供体制の維持・充実を図る。	

NO.	事業名	政策の柱 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
131	暫定サービス利用者負担軽減補助金	Ⅱ-5	高齢期の生活の充実		暫定サービス利用者等の負担軽減	暫定サービスの費用を負担した者	暫定サービス利用に係る保険給付及び事業支給費分に相当する費用を補助	計画どおり	763	R6		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 暫定サービス利用者等の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等による事業周知を行うとともに、暫定サービス利用中に要介護認定等を受けられずに保険給付対象外となった利用者等への費用助成を行うことにより、暫定サービス利用者等の負担軽減を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針: 事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暫定サービスの円滑な提供と利用を確保するため、引き続き、事業を周知し、暫定サービス利用者等の負担軽減を図っていく。 	
132	障がい者福祉施設小規模整備費補助金	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の充実		障がい福祉施設の整備促進	市内で障がい者福祉施設を運営する社会福祉法人	自然災害等で被災した障がい福祉施設の復旧に係る小規模整備費の一部助成	計画どおり	3,000	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 補助制度の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年8月の局地的な豪雨時に、施設敷地擁壁崩壊(土砂流出)の被害を受けた社会福祉法人に対し、その災害復旧において原状回復に要する整備費の一部を補助した。 <p>【②今後の取組方針: 災害復旧支援制度の継続及び強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生後、施設入所者等の利用環境の維持や事業運営の安定化のためには、様々な主体が運営する障がい者福祉施設の速やかな復旧に係る支援体制の確保が必要であることから、本市の関連補助事業との整合性を図りながら、当該補助交付要件等の課題見直し作業を進め、補助事業を継続する。 	改善
133	障がい者福祉施設整備費補助金	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の充実		障がい福祉施設の整備促進	市内で障がい福祉施設の整備を行う社会福祉法人	施設整備に要する費用の一部助成	計画どおり	37,951	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 障害者福祉施設の基盤強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化計画に基づき、社会福祉法人による施設整備が行われ、障がい者福祉施設における災害対応力の基盤強化を図った。 ・障がい福祉施設に係る環境整備においては、事業者の財政負担を軽減し安定的な運営を支援することが有効であると考えた。 <p>【②今後の取組方針: 計画的かつ着実な整備促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の選定を受けた社会福祉法人による施設整備を着実に進めるため、適宜、社会福祉法人の意向調査を行い、引き続き、第7期障がい福祉サービス計画(令和6~8年度)に基づいた整備計画の適切な進行管理を行いながら、環境整備を推進していく。 ・また、国・県や社会情勢等に注視し、今後のサービスの需給状況に基づいた施設整備を進め、計画的な補助制度運用に努めていく。 ・なお、補助制度運用にあたっては、本市の関連補助事業との整合性を図りながら、当該補助交付要件等の課題見直し作業を進め、補助事業を有効活用し、事業を推進していく。 	改善
134	障がい者就職支援事業	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の充実	戦略事業	障がい者に対する就職につながる機会の創出	一般就労を目指す障がい者	「障がい者就職ガイダンス」、「障がい者就労体験」、「障がい者サービス事業所見学会」の実施	計画どおり	81	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: ハローワーク等と連携した事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者就職ガイダンスや令和6年度から新たに開催した「企業向けセミナー」等の就職支援事業を実施したことにより、障がい者の就職につながる機会の創出が図られた。 ・障がい者が適正に能力を発揮できるよう、参加企業等の業種や職種の拡大を図り、障がい者雇用を促進する必要がある。 <p>【②今後の取組方針: さらなる障がい者雇用の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き障がい者の就職につながる機会を創出するために、自立支援協議会就労支援部会において、障がい者就労支援事業所や関係機関と就労支援策に係る意見交換を行いながら、ハローワーク等と緊密に連携し事業を実施していく。 ・令和6年度より開始した、障がい者の就労に協力的な企業を認定・周知する「宇都宮市障がい者サポート企業制度」と既存の就職支援事業を一体的に取り組みすることで、さらなる障がい者雇用の促進につなげていく。 	
135	工賃向上等支援事業	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の充実	好循環P 戦略事業	障がい者の就労及び工賃水準の向上	・障がい者 ・障がい福祉サービス事業所 ・団体等	わく・わくショップUの運営、施設等製品の販路拡大、企業等からの下請け業務の開拓及び事業所とのマッチングなど	計画どおり	9,935	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 施設製品の販路拡大、工賃水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「わく・わくショップU」における魅力ある製品について、大型商業施設におけるマルシェ等で販売会を実施した。 ・営業活動による出張販売先の増加など、工賃向上等のための支援を積極的に実施したことにより、「わく・わくショップU」などの売り上げが増加した。 ※市内就労継続支援B型事業所の平均工賃月額 (R2:16,703円, R3:17,479円, R4:17,895円, R5:21,117円) ・「福祉的就労業務開拓・マッチング事業」については、一般企業から事業所に対する役務の開拓等を実施したほか、マッチング機能を活かし、一般企業からの大量受注役務に対し、複数の事業所に対応するなどの共同受注の調整を図り、案件獲得につなげることができた。 <p>【②今後の取組方針: 各種事業の継続実施と新たな販路拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の就労及び工賃水準の向上につなげるために、引き続き、「わく・わくショップU」の運営や事業所連絡会議の開催、「福祉的就労業務開拓・マッチング事業」の実施により、販売会の拡充や共同受注の獲得を行う。 ・各種イベント等の機会を捉え、新たな販路の拡大に取り組んでいく。 	
136	障がい者工賃ステップアップ事業	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の充実	戦略事業	障がい者の工賃水準の向上	障がい福祉サービス事業所	事業所に経営等に関する専門家(中小企業診断士)を派遣し、生産活動における経営改善を支援	計画どおり	1,243	H28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 中小企業診断士との連携による事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家による売上と費用等の分析・助言により、生産活動の効率化や事業所の経営が改善され、一部事業所では工賃水準の向上が図られた。 <p>【②今後の取組方針: 障がい者工賃ステップアップ事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の工賃水準の向上を図るため、引き続き、中小企業診断士と連携し、時節にあった生産活動や経営改善の方法を検討し提案・助言するなど、事業所ニーズに応じた支援に取り組んでいく。 	

NO.	事業名	政策の柱 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
137	意思疎通支援事業	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の 充実		身体障がい者への日常生活支援及び社会参加の促進	(1)各種奉仕員 通訳者等として活動 する意欲を持つ市民 (2)聴覚障がい者、及 び音声または言語機能 障がい者	(1)講座の実施 (2)手話通訳者または要約 筆記者の派遣	計画 どおり	28,219	(1)H15 (2)H13	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):各種奉仕員等の養成と意思疎通支援者の派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話、音訳、点訳奉仕員の養成講座を実施するなど、意思疎通支援に係る人材育成を行うことにより、聴覚及び視覚障がい者等の日常生活支援や社会参加の促進が図られた。 ・手話通訳者、要約筆記者などの派遣に加え、県との共同で「盲ろう者通訳・介助員派遣事業」や「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」を実施し、聴覚障がい者等の日常生活支援や社会参加の促進が図られた。引き続き、各種奉仕員養成講座の開催や手話通訳者・要約筆記者の派遣を継続して実施する必要がある。 ・令和3年12月から手話通訳者が同行できない場合などにおいても、遠隔での手話通訳を可能とする「遠隔手話通訳サービス」を実施しているが、新型コロナウイルス感染症5類移行後、手話通訳者が同行できないケースが減少したことなどにより、利用者も減少しており、改めて利用者のニーズを把握するとともに適切な実施方法等について検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:意思疎通支援事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通を図ることに支障のある障がい者の社会参加等の促進に向け、引き続き、各種奉仕員養成講座の開催や手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施していく。 ・「遠隔手話通訳サービス」については、障がい者団体等と意見交換を行い、ニーズを把握した上で、適切な実施方法等について検討していく。 	
138	障がい者福祉バス運行事業	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の 充実	戦略事業	障がい者の社会参加の促進	宇都宮市に居住している障がい者及びその介護者、市内の障がい者福祉団体等	バス運行の委託	計画 どおり	9,976	S54		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):障がい者の社会参加の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体からのニーズに応え、令和4年度から中型バス1台、マイクロバス1台の2台での運行を開始し、感染症対策を講じた上で事業を継続したことにより、稼働日数の回復が図られた。 ・特別支援学校等の社会見学や障がい者福祉施設等における施設外活動など、障がい者の社会参加の促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:障がい者福祉バス運行事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の社会参加を促進するため、引き続き、障がい者や障がい者団体の研修会や社会見学等の際に、車椅子の乗車が可能なリフト付福祉バスの運行事業を継続していく。 	
139	障がい者交通費助成事業	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の 充実	戦略事業	知的及び精神障がい者の社会的自立、社会参加、社会復帰の促進	知的障がい者及びその介護者、精神障がい者保健福祉手帳所持者	公共交通機関等を利用する際の助成制度	計画 どおり	10,080	S50		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通費助成事業の実施及びICカードを活用した事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的及び精神障がい者に対して、公共交通機関を利用する際の助成を行い、社会的自立・社会参加等の促進が図られた。 ・精神障がい者交通費助成事業については、ICカード「totra」へのポイント付与を行い、利用者の利便性の向上を図った。 <p>【②今後の取組方針:助成事業の実施及びICカードを活用した事業の実施と検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、交通費助成事業を実施し、知的障がい者及び精神障がい者の社会参加等を促進するとともに、利用者の更なる利便性向上につながるよう適切な助成に努めていく。 	
140	身体障がい者補助犬導入等補助事業	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の 充実		身体障がい者補助犬導入の促進	・補助犬育成事業者 ・18歳以上の在宅の 身体障がい者	補助犬の育成事業者及び補助犬の導入等に要する経費	計画 どおり	0	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助犬導入等費用の一部補助の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成、導入等実績なし。引き続き、補助犬導入等に係る相談を受ける際には、制度内容の説明等を行っている。 <p>【②今後の取組方針:補助犬導入及び育成等費用の一部補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者補助犬の導入等を促進するために、引き続き、補助犬の育成及び導入に要する費用の一部を補助していく。 	
141	身体障がい者自動車運転支援事業	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の 充実		就労活動の助長促進を図るとともに、身体障がい者の日常生活や社会生活の活動範囲を拡大する。	肢体不自由の身体障がい者等	自動車改造及び運転免許取得の補助金交付	計画 どおり	790	S50		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):就労等に必要自動車に係る費用の支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車改造に係る経費の一部を補助し、自動車による外出機会を確保充実することにより、身体障がい者の就労活動の助長促進や日常生活、社会生活の活動範囲の拡大が図られた。 <p>【②今後の取組方針:自動車改造等に係る補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の活動範囲の拡大等のために、引き続き、自動車の改造に要する経費や運転免許を取得する際に必要な経費の一部を補助していく。 	
142	重度障がい者タクシー料金助成・自家用車燃料費助成費事業(扶助費)	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の 充実	戦略事業	障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A(A1・A2)精神障がい者保健福祉手帳1級所持者	タクシー券・燃料費助成券の配布	計画 どおり	114,704	S60 R5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):重度障がい者へのタクシー券の配布の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関を利用することが困難な重度障がい者の社会参加促進のため、重度障がい者へタクシー券を配布し、タクシー利用による外出機会を確保充実させるとともに、タクシーを利用することが困難な方に対し、「自家用車燃料費助成事業」を実施し、移動に係る選択の幅を拡げることで、更なる社会参加の促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:重度障がい者に係る交通費助成の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者の生活の充実を図るため、今後も移動手段の利用実態を把握し、障がい特性や利用実態に即した助成を行うことで、適切な生活圏の拡大と社会参加の促進等を支援していく。 	
143	宇障連地域交流事業補助金	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の 充実		障がい者と市民との親睦及び理解促進	宇都宮市障害者福祉会連合会	地域交流事業に対する補助	計画 どおり	300	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域交流事業実施の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ノーマライゼーションフェスティバル2024」を開催し、障がい者スポーツ体験会を実施することで、障がい者の自立及び社会参加・交流の促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:地域交流事業の効果的な支援の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の啓発事業や交流事業との役割分担等について整理し、今後の効果的な支援内容について検討していく。 	改善

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
144	うつのみやふれあい文化祭	II-5	障がいのある人の生活の 充実		障がい者の社会参加 及び市民の理解促進	宇都宮市に在住又 は通勤・通学してい る障がい者・児	文化祭等の開催	計画 どおり	456	H15	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):文化祭開催による社会参加機会の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「うつのみやふれあい文化祭」においては、障がい者の発表の場を確保することで、障がい者の社会参加を図ることができた。 ・障がい者の社会参加の促進のため、引き続き作品展覧会やウェブ上で作品を鑑賞できる「バーチャル美術館U」を実施した。 ・市内のコンビニ店舗において障がい者の作品を展示する地域密着型アート展「ファミマギャラリー」を開催し、多くの市民の関心が得られた。 <p>【②今後の取組方針:文化祭の継続実施・効果的なバーチャル美術館の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の文化的な発表の場を設けるとともに、来場者との交流が図られるよう、引き続き文化祭を開催し、障がい者の積極的な社会参加機会の確保に取り組んでいく。 ・バーチャル美術館やファミマギャラリーについて、より鑑賞しやすい工夫しながら、多くの市民に見てもらえるよう効果的な方法を行う。 	
145	うつのみやふれあいスポーツ大会 実行委員会交付金	II-5	障がいのある人の生活の 充実		障がい者の社会参加 の促進及び体力の増 強	宇都宮市内の障が い者及びその保護 者	スポーツ大会の開催	計画 どおり	121	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):スポーツ大会の開催を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度のアンケートの結果等を踏まえ、幅広い年代の障がい者が参加しやすいよう競技内容を変更した。 ・オリンピック・パラリンピックや、「全国障がい者スポーツ大会」の競技等を踏まえた競技種目を実施するなど、内容を工夫することにより、障がい者の満足度が向上し、スポーツ参加のきっかけづくりと、社会参加意欲の促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:スポーツ大会開催支援の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、障がい者のスポーツ参加へのきっかけづくりや体力の増進等を促進するため、「うつのみやふれあいスポーツ大会」の開催を支援し、積極的な社会参加機会の確保に取り組んでいく。 	
146	障がい者スポーツ体験会	II-5	障がいのある人の生活の 充実		障がい者の社会参加 の促進	障がい者	障がい者スポーツ体験会 の実施	計画 どおり	-	R6		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):障がい者スポーツ体験会の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が障がい者スポーツに興味・関心を持つことにより、より充実した生活が送れるよう、東京ガス株式会社と連携し、モルックの体験会を2回実施したことにより、スポーツ活動の推進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:障がい者スポーツ体験会の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、スポーツを通じて障がい者の生活の充実に図れるよう、民間事業者と連携しながら、障がい者スポーツ体験会の実施に取り組んでいく。 	
147	わく・わくアートコンクール	II-5	障がいのある人の生活の 充実		障がい者の文化活動 支援及び市民の理解 促進	宇都宮市に在住又 は通勤・通学してい る障がい児・者	入賞作品の審査及び巡 回展示会の開催	計画 どおり	1,125	H22		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):コンクールの開催及び普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人通りの多い駅や大型商業施設を中心に巡回展を開催することにより、障がい者の文化活動の支援や市民の理解促進に努めた。 <p>【②今後の取組方針:コンクール等の継続実施及び芸術活動への普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市民に障がい者の芸術活動や障がい福祉についての理解促進を図るためコンクールを開催する。 ・集客効果の高い会場で開催するほか、SNSを活用し来場できない人に対する周知活動や受賞作品を紹介するカレンダーを配付することで、普及啓発に取り組んでいく。 	
148	宇障連運営補助金	II-5	障がいのある人の生活の 充実		円滑な事業実施の促 進及び障がい者の在 宅支援	宇都宮市障害者福 祉会連合会	運営費補助	計画 どおり	8,519	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):団体への補助の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇障連に対して運営費の補助を行ったことにより、各構成団体が連携しながら、社会福祉事業等を円滑に実施し、障がい者の在宅支援に取り組んだ。 <p>【②今後の取組方針:団体への補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業等の円滑な実施を促進し、障がい者の在宅支援に寄与するために、引き続き、運営を補助し組織基盤の安定化を図っていく。 	
149	障がい者合理的配慮促進事業	II-5	障がいのある人の生活の 充実	戦略事業	障がいや障がい者へ の理解促進及び差別 の解消	・市民 ・民間事業者 ・小学生 ・障がい者	障がいへの理解促進や 差別の解消に係る取組の 推進	計画 どおり	【小学校へ の出前教 室】 962 【障がい者 差別解消支 援地域協議 会】 114	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):障がいへの理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の特集や啓発動画の放映、出前講座、障がい者週間での街頭啓発等により、障がいや障がい者に対する理解促進に取り組むとともに、障がい者が参加するイベントなど様々な機会を捉えて、差別解消窓口の周知を行った。 ・これまで小学校において実施してきた盲導犬ふれあい教室に加え、障がい者当事者を講師とした講話や障がい者スポーツの体験教室を開催することにより、幼少期から障がいへの理解促進が図られた。 ・令和6年4月に民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことを契機として、リーフレット配布などにより民間事業者への周知啓発を行ったが、事業者による認知が十分にされていない現状があることから、引き続き、民間事業者への周知啓発を強化する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:障がいへの理解促進の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が地域で安心して暮らせるよう、引き続き、出前講座等を実施するほか、障がいへの関心が低い若年層を対象にSNSを活用した周知啓発に取り組むとともに、民間事業者へ合理的配慮の説明会を開催し、より一層、理解促進を図っていく。 	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
150	情報アクセシビリティの向上	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の 充実		障がい者の情報取 得・利用の促進	障がい者	情報バリアフリーの推進 障がい者支援アプリの運 用	計 画 ど お り	6,732	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):情報アクセシビリティの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年に施行された「情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえ、障がい特性や個々のニーズに応じた情報の取得・利用ができるよう、障がい者支援アプリ「わく・わくアプリU」を導入するとともに、「情報バリアフリー推進ガイドライン」を改定したことにより情報アクセシビリティの向上が図られた。 <p>【②今後の取組方針:情報アクセシビリティの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が個々のニーズ等に応じた情報が取得できるよう、商業施設等のバリアフリー情報や障がい福祉サービス等を提供する事業所の情報などの情報の充実を図るとともに、関係機関等と意見交換を行い、機能の拡充を検討していく。 ・障がい者が情報の取得・利用において、適切な配慮が受けられるよう、市内事業者等へのガイドラインの周知に取り組んでいく。 	
151	障がい者福祉ゾーン整備費(単独)	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の 充実		障がい者の安全確保	施設を利用する障がい者(児)及び市民	障がい者福祉ゾーンの設 置	計 画 ど お り	0	H16		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):老朽化した障がい者福祉ゾーンの修繕】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉ゾーンの新規設置はなかったが、時間経過による老朽化や劣化した障がい者福祉ゾーンが見られることから、修繕に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:老朽化した障がい者福祉ゾーンの修繕】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の安全確保のほか近隣住民や通行する市民の理解促進を図るため、新規施設の周辺道路に「障がい者福祉ゾーン」を設置するとともに、老朽化した障がい者福祉ゾーンの把握とその修繕に取り組んでいく。 	
152	地域生活支援事業	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の 充実	戦略事業	障がい者の日常生活 支援の実施	身体障がい者(児)、 知的障がい者(児)、 精神障がい者(児)	自立した日常生活や社会 生活を送るためのサービ ス提供	計 画 ど お り	315,857 【内訳】 移動支援 98,783 日中一時 107,443 地活センター 83,861 訪問入浴 25,770	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切なサービスの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や障がい児に対し、移動の支援や日中の活動場所の提供、定期的な訪問入浴サービス等を提供することにより、自立した日常生活や社会生活を送るための支援が図られた。 <p>【②今後の取組方針:利用者ニーズを踏まえた事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、利用者のニーズを踏まえた適切なサービス提供を行うとともに、必要に応じて障がい福祉サービスと連携することで、自立した日常生活や社会生活の確保に取り組んでいく。 	
153	障がい者生活支援事業	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の 充実	好循環P	在宅障がい者の自立 及び社会参加の促進	地域において生活支 援を必要とする在宅 障がい者及びその 家族	福祉サービス等に関する 相談機能を有する障がい 者生活支援センターの運 営	計 画 ど お り	59,500	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):相談支援の実施及び相談支援体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター及び相談支援事業所の役割などの理解促進を図るブロック別研修を実施したことにより、相談支援機関同士の連携強化が図られた。今後も更なる理解促進や連携強化など、相談支援体制の充実を図っていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:相談支援の充実・強化と多機関連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者やその家族にとって相談しやすい環境づくりに向け、多機関協働による支援を実施していくとともに、引き続き、相談支援機関への研修を通じ、人材育成を行いながら、相談支援機能の充実・強化を図っていく。 	
154	地域生活支援体制	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の 充実	戦略事業	障がい者の親なき後 や親元から離れて生 活することを見据えた 支援の促進	居住支援を必要とす る障がい者及びその 家族	緊急時相談支援事業、 緊急一時保護事業、体験 的宿泊支援事業の実施、 地域生活支援部会の開 催	計 画 ど お り	3,460	R3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域生活支援体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験的宿泊支援事業について、「福祉サービスを利用していない障がい者」から「宿泊を伴う福祉サービスを利用していない障がい者」に対象者を拡充するとともに、これまでの「1泊2日」に「日帰り」の体験を加え、事業の充実を図ったことから、利用者は令和5年度の2人から11人に増加した。 ・サービスを利用していない在宅の障がい者等を対象に、介護者の急病など緊急時における電話相談や定期的な見守り等を行う「緊急時相談支援事業」について、地域包括支援センターなどへ情報提供をすることで、対象者の掘り起こしに努めてきた。 ・近年、介護者等の高齢化に伴う親なき後の備えが課題となっていることから、介護者が健在なうちに将来に向けた準備に着手してもらう必要がある。 ・親なき後の相続や財産管理について不安の声が挙がっており、的確に対応する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:地域生活支援体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親など介護者を対象にした講演会を開催し、親なき後への備えについて意識啓発を図っていく。 ・親なき後の相続や財産管理などの相談に的確に対応するため、弁護士や司法書士などと連携した個別相談会を開催し、相談窓口の充実を図る。 ・引き続き、緊急時相談支援事業や緊急一時保護事業、体験的宿泊支援事業を実施していく。 	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
155	成年後見制度(知的障がい者)	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の 充実		障がい者の権利及び 財産の保護	成年後見制度の利 用を必要とするが自 ら申し立てができな い知的障がい者	市長からの家庭裁判所へ の申立および報酬の助成	計画 どおり	3,142	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 制度の周知と利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の周知や、成年後見人等への報酬の負担が困難な人を報酬助成に結び付けるとともに、必要に応じて適時適切に市長申立を行うことにより、障がい者の権利擁護が図られた。 ・成年後見制度の円滑な運用に当たり、関係課と連携し、司法・福祉・行政関係者から構成される「成年後見制度利用促進検討会議」により、市民への制度理解の促進や成年後見制度における中核的な役割を担う機関の設置、関係機関による地域連携ネットワークの構築などについての議論を重ねることにより、市民の権利擁護に関する支援を図った。 ・中核的な役割を担う「宇都宮市成年後見支援センター」と「障がい者生活支援センター」が連携しながら、成年後見の申立を検討する本人や親族の相談対応を行うなど、申立に係る支援が実施された。 ・成年後見制度の迅速かつ円滑な利用につなげるため、申立費用や報酬助成の対象者拡大を図った。 <p>【②今後の取組方針: 制度の周知及び関係機関と連携した利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の権利擁護の推進のため、引き続き、報酬助成や市長申立を行う。 ・引き続き、本市が設置する「成年後見制度利用促進協議会」(司法・福祉・行政等で構成)を活用しながら、成年後見制度の利用促進に係る関係機関との連携強化を図る。 ・本市が設置する中核機関(成年後見支援センター)と連携し、成年後見制度についての周知啓発や、各種相談対応など、市民の権利擁護に関する支援を行っていく。 	
156	障がい者への虐待防止事業	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の 充実		障がい者に対する虐 待の未然防止、早期 発見、保護及び養護 者への支援の実施	・障がい児・者 ・障がい福祉サー ビス事業者 ・市民	障がい者虐待防止セ ンターの運営、虐待防止 のための周知・啓発	計画 どおり	0	H24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 虐待防止の啓発と迅速な支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス事業者等に対し、虐待防止に関する周知を行うとともに、通報事案については、障がい者虐待防止センターにおいて、関係機関と連携を図りながら、事実の確認や緊急的な一時保護(緊急一時保護事業)を実施するなど、迅速な対応に努めることにより、虐待の防止等が図られた。 <p>【②今後の取組方針: 迅速かつ的確な対応及び周知・啓発活動の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市民や障がい福祉サービス事業所に対し、虐待防止に関する周知・啓発活動に取り組んでいくとともに、高齢者や児童、DV等の関係機関との情報共有や連携強化を図りながら、障がい者に対する虐待の通報に対し、迅速かつ的確に対応していく。 ・グループホーム職員などの施設職員等に対し、虐待防止研修を実施することで支援現場の意識啓発に努めていく。 	
157	福祉電話等事業	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の 充実		相談等各種のサー ビスの提供	自宅に加入電話を 保有していない低所 得世帯に属する、身 体障がい者手帳2級 以上の者	福祉電話の設置	計画 どおり	35	S49		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 福祉電話の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出が困難な重度の障がい者に対し福祉電話を設置することにより、相談、助言、安否確認等各種のサービスの提供が図られた。 <p>【②今後の取組方針: サービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談等各種サービスの提供のため、設置後の利用者の状況を把握し、適切に実施していく。 	
158	重度障がい者向けグループホーム 整備促進補助金	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の 充実		障がい者グループ ホームの設置促進	グループホームを運 営する法人及び新た なグループホームを 運営する法人	備品購入費及び改修に 対する補助	計画 どおり	477	R6 (H15~ R5)		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 重度障がい者向けグループホームの整備の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの備品購入に対し補助することにより、重度障がい者に対応した障がい者グループホームの整備が促進された。 ・補助金の更なる活用に向け、補助制度の周知を強化する必要がある。 <p>【②今後の取組方針: 補助の継続実施及び更なる活用に向けた事業内容の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、重度障がい者の受け入れに積極的なグループホームの整備を促進するため、補助事業を実施していく。 	
159	重度身体障がい者住宅改造費補助 金	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の 充実		重度身体障がい者の 生活環境の整備	重度身体障がい者 (児)	住宅改造費補助	計画 どおり	900	S48		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 住宅改造経費の一部補助の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改造費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減が図られ、重度の身体障がい者の生活環境の整備が図られた。 <p>【②今後の取組方針: 補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障がい者の生活環境の整備を図るために、引き続き、住宅設備を改造する経費の一部を補助していく。 	
160	精神通院医療費助成事業	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の 充実		精神障がい者の適正 な医療普及の促進	自立支援医療の支 給認定を受けた者の うち、世帯の所得区 分が低所得の区分 に認定されたもの	医療費の助成	計画 どおり	46,236	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 精神障がい者への医療費助成の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神通院医療に要した医療費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減が図られ、精神障がい者の適正な医療普及の促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針: 医療費助成の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者が必要な医療を受けられるようにするために、引き続き、精神障がい者の通院医療に要した医療費の一部を助成していく。 	
161	身体障がい者手帳交付事務	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の 充実		身体障がい者手帳の 認定・交付等	身体障がい者	手帳の交付	計画 どおり	-	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題): 正確かつ迅速な手帳の認定・交付等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者が各種サービスを利用できるよう、医師の診断書に基づき、正確かつ適切な身体障がい者手帳の認定・交付等に取り組んだ。 <p>【②今後の取組方針: 手帳の認定・交付の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、正確かつ迅速な手帳の認定・交付等に取り組んでいく。 	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
162	緊急通報システム	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の充実		一人暮らしの重度身体障がい者等に対する緊急時の対応及び日常的な相談、定期的な状況確認の実施	一人暮らしの重度身体障がい者等	緊急通報装置の設置	計画どおり	123	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):緊急通報装置の設置及び適正なサービス提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急通報装置を設置することにより、一人暮らしの重度身体障がい者等に対する緊急時の対応や日常的な相談、定期的な状況確認につながった。 <p>【②今後の取組方針:適正なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしの重度身体障がい者等の安全確保を図るために、引き続き、緊急通報装置を設置していく。 	
163	日常生活用具給付事業	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の充実		障がい者の日常生活支援の実施	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	日常生活用具の給付	計画どおり	134,190	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):ニーズを反映させた適正な給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活用具の給付等を行うことにより、障がい者の日常生活の支援が図られた。また、令和6年1月から視覚障がい者用情報・意思疎通支援用具にセンスプレイヤーを追加することとし、障がい者のニーズを的確に反映した。 <p>【②今後の取組方針:適正な給付の継続実施及び給付品目の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活用具の給付に取り組むとともに、障がい者のニーズを反映させながら、適宜、給付品目等を検討することで、障がい者の日常生活の支援に取り組んでいく。 	
164	重度心身障がい者医療費助成	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の充実		重度心身障がい者の健康増進に寄与	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A(A1・A2)、身体3・4級と療育手帳B1を併せ持つ者、精神保健福祉手帳1級	医療費の助成	計画どおり	1,274,246	S48		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):医療費助成の継続実施及び精神障がい者への制度適用対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 三障がい全ての重度障がい者が安心して医療が受けられるよう、医療費負担の軽減を図り、健康増進に寄与した。 <p>【②今後の取組方針:重度心身障がい者への医療費助成の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重度心身障がい者が安心して医療が受けられるよう、引き続き「現物給付方式」により医療費助成を行っていくとともに、利用者や関係機関等への更なる周知に努めていく。 	
165	心身障がい者福祉手当	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の充実		心身障がい者への手当支給	国の特別障がい者手当を受給していない①身体障がい者1・2級の者②療育手帳A・A1・A2、B1(知能指数50以下)の者	月5,000円の手当	計画どおり	473,285	S44		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適正な手当支給の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重度心身障がい者への適正な手当支給を行うことにより、重度心身障がい者の在宅生活等の支援につながった。また、令和5年4月から、20歳未満の対象者又はその扶養義務者等に係る所得制限を撤廃することとし、対象者の拡大に努めた。 <p>【②今後の取組方針:手当支給の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重度心身障がい者の在宅生活等を支援するため、適切な手当の支給に努めていく。 	
166	難病患者福祉手当	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の充実		難病患者への手当支給	難病法に基づく指定難病患者又は国若しくは県が指定する疾患の患者として医療受給者証の交付を受けている者で、心身障がい者福祉手当、特定疾患患者福祉手当(経過措置)を受給していない者	月5,000円の手当	計画どおり	208,645	H28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適正な手当支給の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 難病患者への適正な手当支給を行うことにより、難病患者の在宅生活等の支援につながった。 <p>【②今後の取組方針:手当支給の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療受給者証交付の受付を行っている保健予防課と連携しながら、難病患者の療養生活の質の向上を図るため適切な手当の支給に努めていく。 	
167	デイケア事業	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の充実		在宅重度心身障がい者の能力向上の促進	15歳以上で医学的管理を要しない在宅重度心身障がい者	身辺処理能力や社会適応力を身につけるための訓練や指導	計画どおり	8,754	S48		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切なサービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス提供事業者等と連携を図りながら、適切なサービス提供を行うことにより、在宅重度心身障がい者の日中における介護支援が図られた。 <p>【②今後の取組方針:適切なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅の重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、引き続き、通所による身体介護等を行うデイケア事業を実施していく。 	
168	福祉ホーム運営費補助金	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の充実		居室等、日常生活に必要な便宜を供与することによる地域生活の支援	福祉ホームを運営する社会福祉法人等	福祉ホームの運営に要する経費の補助等	計画どおり	6,601	H16		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):安定した居住環境の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉ホームの設置法人へ運営に要する経費を補助することにより、障がい者の安定した居住環境を確保し、住居を必要とする障がい者の地域生活支援につながった。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の地域生活を支援するため、引き続き、福祉ホームの運営経費を補助していく。 	
169	重度障がい者等就労支援特別事業	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の充実		雇用施策と連携した通勤支援や職場等における支援の実施による重度障がい者等の就労機会の拡大	重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定を受けている障がい者で、民間企業や自営で週10時間以上就労するもの	通勤や職場等における身体の介護等(自営業へは業務の支援を含む)	計画どおり	13,899	R3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切なサービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重度障がい者等の就労機会の拡大を図るため、重度訪問介護や同行援護による業務支援を実施したことにより、必要な労働の確保や就労における外出などの活動機会の拡大につながった。 <p>【②今後の取組方針:適切なサービス提供の継続実施・重度障がい者等就労支援特別事業の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、就労時における支援を提供していくとともに、更なる利用拡大に向け、雇用施策の関係機関等と連携して周知を図っていく。 	
170	人工内耳体外装置購入費助成	Ⅱ-5	障がいのある人の生活の充実		人工内耳装用者の自立及び社会参加の支援を図る	人工内耳装用者で市内に住所を有し、かつ聴覚機能障がいにより身体障がい者手帳の交付を受けている者	人工内耳の体外装置の買い替え等に係る費用の助成	計画どおり	0	R2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):人工内耳体外装置購入に係る費用の助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人工内耳装用者に対し、買い替えや修理に係る相談を受ける際には、制度内容の説明等を行っている。 <p>【②今後の取組方針:助成の継続実施・助成制度の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者に対する周知に加え、医療機関や取扱店にも制度説明を実施するなど、更なる周知を図っていく。 	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
171	やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり事業	II-5	共に支え合う地域づくりの推進		市民の福祉意識の高揚や地域福祉活動等の普及啓発	・市民 ・事業者	・福祉のまちづくり表彰の実施 ・ボランティア活動の充実	計画 どおり	146	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):福祉のまちづくり表彰等の実施】 ・市民福祉の祭典による表彰の実施や、幅広い団体へ表彰推薦依頼を行ったことにより、福祉のまちづくりに対する市民意識の促進や福祉意識の高揚に向け取り組むことができた。</p> <p>【②今後の取組方針:福祉のまちづくり表彰等の継続】 ・市民の福祉意識等のさらなる高揚を図るため、引き続き広く募集や周知を行うことにより、福祉のまちづくり表彰等を継続して実施していく。</p>	
172	保健と福祉の出前講座の実施	II-5	共に支え合う地域づくりの推進		保健福祉サービスの市民理解の促進	市民	保健と福祉の出前講座の実施	計画 どおり	0	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):出前講座の周知・実施】 ・講座内容や申し込み方法について、分かりやすく伝わるよう、講座案内リーフレットを配布し、周知を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針:市民ニーズを踏まえた出前講座の実施】 ・保健福祉サービスに関する市民理解の促進のため、関係各課と連携を図り、内容の充実を図るとともに、様々な対象がより利用しやすくなるよう運営上の工夫を行う。</p>	
173	市民福祉の祭典開催	II-5	共に支え合う地域づくりの推進		福祉への理解促進と地域の連帯感の高揚	市民	福祉の祭典を開催し、福祉活動等の周知や啓発を実施	計画 どおり	700	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民福祉の祭典の開催】 ・各種表彰やパネル展示に加え、福祉パレードの実施や移動式バリアフリートイレの稼働を行った。また、スタンプラリーによる回遊性の促進やインスタライブにより当日の会場の様子をライブ配信するなど、周知啓発方法を工夫し、福祉への理解促進に取り組むことができた。</p> <p>【②今後の取組方針:各団体との連携による事業の充実】 ・さらに効果的な事業となるよう、引き続き参加団体等と意見交換を行い、映像等を活用した啓発を行うなど、福祉への理解促進につながる実施方法等について検討していく。</p>	
174	こころのユニバーサルデザイン推進事業	II-5	共に支え合う地域づくりの推進		市民の福祉意識の高揚	市民	・福祉のまちづくりポスターコンクール開催 ・啓発用ポスター、カレンダー、チラシ、ハンドブック等の作成配布	計画 どおり	458	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):様々な周知啓発活動の実施】 ・市内の小中学生を対象としたポスターコンクールの実施などを通じて、幅広い層への啓発活動を行い、日常生活の中で自然に手助け・見守り・声かけなどができる福祉のこころを育む人づくりの推進を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針:おもしろい行動に関する啓発】 ・これからの社会を担う子どもたちへの「福祉の心」の醸成や市民の福祉意識の高揚を図るため、引き続きポスターコンクールの実施や市内小中学校へのポスターやカレンダーの配布等に取り組んでいく。</p>	
175	共生のこころをはぐくむプロモーション事業	II-5	共に支え合う地域づくりの推進	好循環P 戦略事業	市民の福祉意識の高揚や地域福祉活動等の普及啓発	・市民 ・事業者	・共生のこころをはぐくむプロモーション事業	計画 どおり	733	R4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):様々な手法を活用した周知啓発の実施】 ・市有施設のモニターや屋外デジタルサイネージ等を活用して「地域共生のこころをはぐくむプロモーション動画(宇都宮エンジン)」を放映したほか、市民福祉の祭典での「地域共生クイズ」ブースの出展、広報紙への「保健と福祉のまるごと相談窓口メールU」(以下「メールU」)の特集掲載など、様々な機会を捉えて、地域共生社会の理念や実現に向けた取組の周知を実施したことにより、市民の福祉意識の向上や地域共生社会の理解促進が図られた。 ・今後とも、地域共生社会の実現に向け、市民の意識向上や理解促進を図り、行動変容を促していくためには、引き続き、より多くの市民の目や耳に触れる機会を確保し、周知啓発に取り組む必要がある。 ・また、令和5年度から開設したメールUについては、市民の利用件数は伸びているものの、市民全体での認知度は低い状況にあることから、特に周知を強化する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:周知啓発の取組の継続・強化】 ・引き続き、宇都宮駅東口交流広場デジタルサイネージ等での動画放映や広報紙での特集掲載、イベント出展、ラジオ出演等により、地域共生社会やメールUの周知啓発に取り組んでいく。 ・市内60店舗のスーパーに協力いただき、メールU周知ポスターを掲示するほか、新たにSNSを利用したメールUの広告配信を行い、これまで利用する機会が少ない、または無い市民にも認知が浸透していくよう、取組の強化を図っていく。</p>	拡大
176	地域づくり事業	II-5	共に支え合う地域づくりの推進	SDGs 好循環P 戦略事業	地域における支え合い活動の充実	市民	・地域づくりとして、第2層協議体、共生型協議体の設立、運営支援	計画 どおり	6,967	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):第2層協議体2地区、共生型協議体7地区を設置】 ・第2層協議体や共生型協議体の設立については、地域団体等に対して個別説明などを行い、設立意向の確認や取組の理解促進を図ったことにより、第2層協議体が2地区(合計38地区)、共生型協議体が7地区、それぞれ設置された。運営支援については、市職員が各協議体の話し合いの場に同席し情報提供や検討への助言等を実施したほか、各地区の取組の進め方を取材し取りまとめた「地域の支え合い活動促進のためのガイドライン」を配付するなどの支援を行った。また、支え合い活動の推進として、官民連携組織である「宇都宮市支え合い協議会」の活動を通じて、地域や企業団体による支え合い活動の案内や参加を促すリーフレットを作成し、配布を開始した。 ・未設置地区に対しては、設置の必要性や取組についての理解を得ながら、各協議体の設置を促す必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:各協議体の設置促進・運営支援の継続実施】 ・第2層協議体の設立については、引き続き、地域包括支援センターや地域行政機関等と連携しながら未設置地区である戸祭地区に対し、先進事例の紹介など、地域の実情に応じた説明を行っていく。共生型協議体の設立については、地区の意向を尊重しつつ、第2層協議体とともに活動することで地域の福祉的課題の解決に幅広く対応できることや、先進地区の取組状況などを丁寧に説明していく。</p>	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
177	参加支援事業	II-5	共に支え合う地域づくりの 推進	SDGs 好循環P 戦略事業	地域における支え合 い活動の実施	市民	・参加支援事業の実施	計画 どおり	2,051	R5		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):参加支援事業を開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加支援事業については、6月に「共生の居場所ライトリンク補助金」を令和7年度までのモデル事業として創設し、社会との関係が希薄化している、又は希薄化する恐れのある人を含め、世代や分野を問わず誰もが集える居場所づくりへの支援や、8月から社会復帰や社会参加の促進に支援が必要な方に対して精神保健福祉士などが支援する「参加支援コーディネート事業」を開始するなど、事業の充実を図った。 ・今後、モデル事業の本格実施に向けて効果検証などを実施する必要があるとともに、参加支援コーディネーターと要支援者とのマッチングが円滑に図られるよう、運用面の対応が求められている。 <p>【②今後の取組方針:参加支援事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「共生の居場所ライトリンク補助金事業」については、居場所の運営者・利用者へのヒアリング等を行い、本格実施に向け、制度の見直しや追加の検討を行う。 ・「参加支援コーディネート事業」については、多機関協働事業での積極的な活用に向け、具体的な導入提案を行うとともに、参加支援コーディネーターと要支援者との適切なマッチングが図られるよう、事前の調整等を丁寧に実施する。 	拡大